

2019年度専門委員会年間報告

1. 総合企画委員会

(1) 構成及び運営

本年度は、委員長1名、委員長代理1名、委員10名（関東6名、関西4名）の計12名で、東西2つの作業チームに分かれ、1～2か月に一度それぞれ関東と関西に集まって議論を行う形で活動した。関東、関西で個別にテーマ設定し、調査検討作業を行いながら、適宜東西合同会議で情報・意見交換、協議を行った。

(2) 活動方針・目的

関東チームは、下記のテーマについて会員企業にとって有用な情報を提供し、その支援はどうあるべきかに関する提言を行うことを目標とした。関西チームは、経営戦略ゲームのようなシミュレーションゲームの一つとして、楽しみながら企業の知財活動・戦略が学べるゲームの作成をスタートさせた。

- ・ 関東チーム：ベンチャービジネス・スタートアップへの企業知財部門によるサポート
- ・ 関西チーム：知的戦略ゲームの基本設計

(3) 活動概要

[関東チーム]

本年度は、昨年度までに収集した情報や行った議論をもとに、最初から論説を取りまとめる作業に入った。

ベンチャーはイノベーションの新たな担い手として、またオープンイノベーションのパートナーとして期待されている。論説は、このベンチャーを活性化するとともに、将来に向けて育成するに際し、企業の知財部門がどのような支援をすることができるかを軸とした。また各企業が行っているベンチャー育成プロジェクトや政府・公的機関の施策などの最新情報、及びベンチャーと協働する上で企業側が認識しておくべき点（ベンチャー側の視点やベンチャーが有する問題点等）を取り入れた。この目的で、草稿作業と並行して新進気鋭のベンチャーにイン

タビューを行った。このベンチャーとの意見交換は、論説投稿（2019年11月知財管理誌掲載『知財部門によるサポートがスタートアップ・ベンチャーを活かす』）を終えた後も引き続いて行った。ベンチャーがそれぞれのステージで抱えている問題は、大小を問わず企業の知財部門がこれまでの業務活動で直面してきたものと類似しており、企業知財部門のサポートがベンチャーの活動・成長に貢献できることは多い。一方、限られたリソースの中で、事業活動の最前線において効率的な知財戦略を日夜模索する姿に刺激を受ける場面もあった。最終的に、論説の内容とこの活動で得た知見を併せて2020年1月の関東部会と関西部会にて成果報告を行った。

[関西チーム]

本年度は、昨年度議論してきた「知的財産権のビジネス価値評価」において、その価値を最大化すべき各業種における「知財戦略」のあり方や具体的な内容について議論を開始した。その中で、知財戦略は一定の知財経営層には理解されるもの、知財担当者や技術部門に理解してもらうこと、また専門的な活動が含まれているので座学的な研修と言う方法では困難との結論となった。

そこで、ゲーム感覚で知財戦略を理解頂く手法をボードゲームにて実現することとなった。

現在、知財戦略ゲームについては一部販売されているもの、あるいは販売はされていないが、研修等で実現されているものが存在していることが分かり、そのゲームを試してみた。

一方で、我々の実際の知財戦略は、事業と研究開発とは密接に深く関係しており、かつそれらはグローバルである。国ごとに特徴ある知財活動をゲームに如何に取り込んでいくかが議論された。

ゲーム内容が面白く、かつスリリングであり、グローバルに「共通」、かつ「相違」する事業、研究開発、知財活動について議論を行い、本年

度は知財戦略ゲームの基本設計を完了した。

来年度は、実際に、プレイできるボードゲーム版知財戦略ゲームを提供する予定である。

2. 人材育成委員会

I. 主な活動等

人材育成委員会としては、「会員の、会員による、会員のための研修」をモットーに、会員受講生の人材育成を図ると共に、委員自らのレベルアップを図ることを目的として活動を展開した。

特に今年度は、当協会方針「当協会の基盤である会員企業における人材を、時代や制度の変化に対応できるように育成する」に基づき、下記の基本方針に沿って、事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により活動を展開した。2019年度活動は委員41名体制、4つの小委員会により運営した。

1. 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。

『資源有限 人智無限 人材こそ 最大の財産』

- ・会員企業が満足する研修プログラムの充実（人智を結集したJIPAにしかできない研修の実施）
- ・委員会メンバーの更なる人材育成（会員企業の財産になるような委員の成長）

2. 重点推進事項

人材育成に関する中長期ビジョンに示された方向に沿う形で、下記項目について重点推進を図る。

本年度は、「グローバルな事業競争力を高めるために知財活動できる人材を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組んだ。

- (1) 定例コースの見直し、改編【第1小委員会】
 - ・臨時研修コースの定例コース化

「ケースで学ぶ 営業担当者のための知的財産講座」を定例化

- ・英文明細書の書き方コースを改編し、英文明細書の書き方にとどまらず、英文明細書（翻訳）の校閲を演習できる内容とし、コース名も「わかる！英文明細書校閲のコツ」に変更
- (2) 特別コース（Tコース）、技術部門向けコース（Gコース）の充実化【第2小委員会】
 - ・T01 知財変革リーダー育成研修
 - ・T02 知財戦略スタッフ育成研修
 - ・T03 企業若手知的財産要員育成研修
 - ・T04 知財実務英語コミュニケーション研修
- (3) ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施【第3小委員会】
- (4) 海外コース（Fコース）の実施【第4小委員会】
 - ・F02米国知的財産制度、法規、判例及び模擬裁判等の研修（滞在型）
 - ・F07アジアの知的財産事情の研修（訪問型）
- (5) サテライト研修・出張型研修の実施【第3小委員会】
 - ・サテライト研修及び出張型（講師派遣型）研修
 - ・関東発信サテライト研修の準備

II. 委員会の構成

委員会構成としては、委員長、委員長代理を含め合計41名（前年度41名）で、委員長会、正副委員長会及び4つの小委員会で構成し活動を展開した。

重点推進事項に取り組むに当たり、効率的かつ効果的な委員会活動が展開できるように委員会を構成した。

- (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
- (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
- (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画、サテライト研

修・出張型研修の企画、実施・検証

- (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証

事務局人材育成グループは10名（東京8名、大阪2名）でスタートし、研修運営スタッフの統括及び研修運営活動の円滑化に務めた。

研修会場の運営を行う研修運営スタッフ（TES）は、関東8名、関西8名、東海3名、計19名で行った。

尚、突発的な事態に対してもマニュアルの基本的事項を踏まえ、適宜TESの「そのときどう動くか」という自主的な判断で、対応できたと考える。

今後とも、研修現場でどのような状況におかれてもTESの的確な処置、判断が大きなポイントになると思われる。

Ⅲ. 委員会の運営

委員会の運営としては、4月の委員長会から始まり、正副委員長会、各小委員会、合同委員会を適宜開催し委員会活動を展開した。

1. 委員長会

略1回／3月のペースで実施し、重点事項の進捗を確認。

<トピックス>

- ①合同委員会・正副委員長会での「10年後のあるべきJIPA研修及びあるべき委員会活動」として、研修実施体制の整備と受講生PC配信研修を1年間かけて検討
- ②「アクション50-50」を継続的に実施し、常務理事・委員長会議にて適宜、報告
- ③JIPAシンポジウムポスター・動画作成

2. 正副委員長会

中間報告、年度報告及び編集会議を実施

- ①10月に長崎県長崎市で一泊実施
- ②1月に東京事務所で編集会議
- ③3月に東京事務所で引継会（関西事務所とのTV会議）を実施

3. 合同委員会

- ①4月に東京にて合同委員会及び各小委員会を実施

- ②7月に富山県黒部市で一泊実施（委員会内研修：「マンガによるプレゼン極意」講師（株）トレンド・プロ チーフディレクター 金田万里氏）

- ③2月予定の一泊合同委員会は新型コロナウイルス感染の影響を受けて中止

4. 第1小委員会

本年度も13名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員9名）。

関東・関西・東海の定例コースを、各副委員長をリーダーとし3チームに分かれて検証や課題の検討のほか、講師と打ち合わせを行い研修の改善に努めた。

主な活動事項は以下のとおりである。

好評を得ている臨時研修J03「ケースで学ぶ営業担当者のための知的財産講座」を定例化した他、営業、経理等事務管理部門向けコース群の創設検討を行った。

E08「英文明細書の書き方コース」について、近年のニーズに応えるべく臨時研修で行っていた英文明細書校閲講座の内容を取込み、外国出願のための明細書作成にあたり、英訳を意識した和文明細書作成及び明細書の英文翻訳に対する校閲実務スキル向上を目的とした内容に大幅リニューアルを行った。

その他、昨年度実施した企業内弁理士を講師とした臨時コース東西J44「企業視点、国内中間処理戦略」を一日コースに拡大して実施した。また外国編の企画を行い「外国出願・中間対応の実践テクニック－使える権利を取得するための裏技－」として2020年度に実施予定。

さらに「2017年度より改編したWコース（グローバルコース）群についても、引き続き検証を行い、2020年度に向けても種々の調整を行った。

また、研修会の講師の負担軽減（関東・関西それぞれでの講義と、各地区への移動時間）を検討し、関東発信のサテライト研修の実施体制を整備した。2020年度より実施していく。

2019年度も、研修運営スタッフとの連携をより強化し、検証業務の合理化・効率化を図った。これらの取り組みにより、JIPA定例研修全体を俯瞰的に検証でき、会員企業や時代のニーズにより合致した研修体系となるよう必要に応じた改編案を策定でき、さらに2020年度の研修運営の準備を完了することができた。

2020年度は引き続き2019年度に顕在化した課題に取り組みつつ、会員に資する定例研修体系を委員会で検討していきたい。

5. 第2小委員会

11名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長3名、委員7名）。

経営感覚人材育成コース（Tコース）の継続運営に努め、経営に資する知財人材育成のための研修を充実させた。特に、T01コースでは2020年度の準備として、講義内容（カリキュラム）の見直しと共に、新たな講師陣とする、受講生にとって有益な運営を検討し、2020年度の計画に反映させ、計画を策定した。

T02コース「知財戦略スタッフ育成研修」では、特別ラウンドを昨年度より必須参加として企画・実施している。昨年度の実施状況を委員会で検討した結果、2020年度も必須参加として特別ラウンドも含めて運営する。

また、T02コースの派生研修として、臨時研修（J22「知財担当者が理解すべき、企業（事業）経営と知財との関わり」）を継続開催した。

T03コース「企業若手知的財産要員育成研修」では、専門委員会より研究テーマを設定

いただき、受講生の相互学習により調査・研修・発表を実践した。

また新たに実施したT04コース「知財実務英語コミュニケーション研修」については、講評であったため2020年度も継続開催することとし、募集を開始したが、新型コロナウイルスの影響を受けて、やむなく中止することとした。

定例研修の技術部門向けコース（Gコース）では、2020年度より講師の負担を軽減すべく、関東発信・関西発信のサテライト研修化の選定

を行い、4コースをサテライト研修として実施することを決定した。

2020年度は、より充実した研修会を提供できるように、各コースの課題解決に取り組む。

6. 第3小委員会

10名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長2名、委員7名）。

会員企業・知財担当者が求める研修のタイムリーな開催と、新規研修立ち上げをミッションとし、JIPA研修会で「臨時研修」として開催するコースの企画・運営・検証を担当した。

2019年度の活動成果として、新規コースを13コース開催した。満席となるコースも複数あり、特に「J50 企業におけるIPランドスケープの実践」は、サテライト会場を含めて約350名と、臨時研修としては過去最多の受講生を集め、会員のニーズにマッチした研修を企画出来た。また事務担当者向けの研修ニーズも依然として高く、既存研修の受講者数も好調を維持するとともに、新規コース「J49 知財事務担当者向け経理講座」も募集開始早々に満席になるなど好評を博した。地方活性化の一環としては、2018年度より本格稼働させたサテライト研修が大変好評で、総受講者数は、当初計画を大幅に超える756名に達した。個別の会員企業に講師を派遣する出張型研修については、会員企業5社、計476名に受講いただき好評を博した。一方、新型コロナウイルスの影響で2019年度に予定していた6コースが中止（延期）となった。

2020年度は、2019年度に中止となった臨時研修を優先するとともに、知財実務担当者以外のニーズの掘り起こしや、知財担当者向けに技術視点の研修企画も検討していく。サテライト研修については更なる効率化を、出張型研修については会員への認知度アップを検討していく。

7. 第4小委員会

6名体制で活動を展開した（小委員長1名、副委員長2名、委員3名）。

グローバル知財人材育成に役立つ研修を会員に提供することを目指し、海外研修（全5コース）を企画・運営し、T04コースについて、検

証に参加した。

2019年度に実施した海外研修は、F02「米国的財産制度、法規および模擬裁判の研修」と、F07「アジアの知的財産事情の研修（ASEAN 5カ国訪問）」の2コースである。両コースともに、法律事務所からの講義と、受講生から挙げた個別の課題について検討するグループ討議を2本柱として、国内事前研修、現地研修、国内事後研修を約1年に亘り実施した。（新型コロナウイルス禍の為、最終回は延期となっている）

特にF07コースでは、新企画として、各国現地企業との知財意見交換会を実施し、参加研修生にも大変好評を得た。2020年度に実施するF04「欧州特許制度、法規、判例及び模擬異議申立審理の研修」についても、現地企業との意見交換会を取り入れ、受講生の満足度の高い研修を目指していく。

8. 委員会・研修運営スタッフ(TES)合同会議

人材育成委員会、事務局、研修運営スタッフにて、5月及び11月に実施。

9. 研修運営スタッフ（TES）会議

- ①東西海合同TES会議：5月に大阪で実施
- ②東西海合同TES会議：12月に静岡県修善寺でそれぞれ実施

IV. 研修状況

新型コロナウイルス感染の影響を受けて、3月の定例研修及び臨時研修（計7コース）を中止したため、本年度研修受講者総数は14,665名

（昨年比97%）という結果となった。

仮に全コース開催していた場合の受講者総数は15,144名（昨年比99.9%）であった。

定例コースは10,414名（昨年比98%）の受講参加者があった。

臨時コースは39コンテンツを企画、実施し、3,162名（昨年比93%）の受講参加者があった。

また、サテライトコースは、広島市・北九州市・福岡市・名古屋市へ合計66回の放映を行い（1つの研修会を同時に複数地域へ放映したため、配信地数で換算した）、合計756名（昨年比114%）の受講参加者があった。さらに、会員企業へ出向く出張型研修として5コースを実施し、476名（昨年比155%）の受講参加者があった。

また、本年度は海外研修を2コース開催し、F02コース（米国）24名、F07コース（アジア）10名の受講参加者があった。さらに、経営感覚人材育成コース（特別コース）として「知財変革リーダー育成研修」12名、「知財戦略スタッフ育成研修」36名、「企業若手知的財産要員育成研修」32名、「知財実務英語コミュニケーション研修」16名の受講者で実施した。

定例コースの講師陣は、裁判官、大学教授、弁護士、弁理士、会員会社の経営者及び知的財産または法務・技術担当者等、斯界の権威者を約250名迎えることができ、当協会の研修会は質量共に世界に類のない規模となっている。

2019年度受講者数を次に掲載する。

1) 2019度各地区別受講者数一覧

①関東定例コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-T1	入門コース	182	347
	A01-T2	入門コース	165	
初級	B01-T1	特実・意匠基礎	183	538
	B03-T1	商標基礎	74	
	B05-T1	知財法務基礎	134	
	B09-T1	特許情報と特許調査基礎	147	

	コース	タイトル	受講者数	計
中級	C01-T1	特許法・実用新案法	214	2,280
	C02-T1	意匠法	66	
	C03-T1	商標法	114	
	C05-T1	知財契約実践	285	
	C06-T1	民法概要	85	
	C07-T1	民事訴訟法概要	40	
	C8A-T1	明細書の書き方（化学）	162	
	C8B-T1	明細書の書き方（電気・機械・ソフトウェア）	107	
	C9A-T1	特許情報と特許調査（実践）	219	
	C9B-T1	化学分野における実践的特許調査	83	
	C9E-T1	特許情報システムの導入と活用	97	
	C10-T1	不正競争防止法と独占禁止法	140	
	C11-T1	著作権法（著作権法と企業実務）	113	
	C15-T1	交渉学（入門）	168	
	C16-T1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	72	
	C18-T1	知財担当者のための国内中間処理実務	169	
C20-T1	わかりやすい知財判例の読み方	146		
上級	D01-T1	特・実、審判・審決取消訴訟	95	327
	D03-T1	商標・不競法審判決例と企業における対応	64	
	D06-T1	特許侵害訴訟	128	
	D15-T1	交渉学（応用）	40	
	D15-T2	交渉学（応用）	開催中止*	
研究	E01-T1	特・実判決例の研究（模擬裁判形式）	20	117
	E05-T1	英文契約における交渉とドラフティング	48	
	E07-T1	特許事例の研究（討論形式）	25	
	E8A-T1	英文明細書の書き方（科学）	開催見送	
	E8B-T1	英文明細書の書き方（電気・ソフトウェアを主として）（演習形式）	10	
	E8C-T1	英文明細書の書き方（機械を主として）（演習形式）	14	
技術部門	G1N-T1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	156	1,508
	G3E-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G3E-T2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	40	
	G3E-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（電機系）	42	
	G3C-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G3C-T2	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	42	
	G3C-T3	本質を考えた発明説明書の書き方演習（化学系）	40	
	G3S-T1	本質を考えた発明説明書の書き方演習（ソフトウェア系）	42	
	G5E-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	154	
	G5C-T1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	197	
	G5A-T1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	174	
	G5R-T1	中堅技術者のための特許情報	142	
	G7E-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	142	
	G7C-T1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	152	
G9M-T1	技術部門マネージャのための知的財産講座	101		
総合	S01-T1	知財活動におけるマネジメント講座	156	156
グローバル	WP1-T1	国際特許制度と外国特許基礎	127	
	WS1-T1	外国商標法	78	
	WU1-T1	米国特許制度	190	
	WE1-T1	欧州特許制度	145	
	WA1-T1	アジアの特許制度	85	
	WC1-T1	中国知的財産制度	139	
	WR1-T1	国際契約ベーシック	120	

	コース	タイトル	受講者数	計
グローバル	WU2-T1	米国特許訴訟	74	1,295
	WE2-T1	欧州における知的財産の活用と実務	64	
	WA2-T1	アジアにおける知的財産の活用と実務	72	
	WC2-T1	中国における知的財産の活用と実務	95	
	WR2-T1	国際契約プラクティス	106	
関東地区定例コース			受講者総数	6,568

※開催中止 新型コロナウイルス感染拡大のため

②関西研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-K1	入門コース	115	217
	A01-K2	入門コース	102	
初級	B01-K1	特実・意匠基礎	94	249
	B03-K1	商標基礎	37	
	B05-K1	知財法務基礎	49	
	B09-K1	特許情報と特許調査基礎	69	
中級	C01-K1	特許法・実用新案法	80	1,027
	C02-K1	意匠法	38	
	C03-K1	商標法	33	
	C05-K1	知財契約実践	113	
	C06-K1	民法概要	46	
	C07-K1	民事訴訟法概要	(隔年)	
	C8A-K1	明細書の書き方(化学)	111	
	C8B-K1	明細書の書き方(電気・機械)	57	
	C8C-K1	明細書のあり方(化学)～演習～	48	
	C9A-K1	特許情報と特許調査(実践)	88	
	C9B-K1	化学分野における実践的特許調査	36	
	C9E-K1	特許情報システムの導入と活用	42	
	C10-K1	不正競争防止法と独占禁止法	55	
	C11-K1	著作権法(著作権法と企業実務)	55	
	C15-K1	交渉学(入門)	74	
C16-K1	ブランド・ネーミングの実務とテクニック	22		
C18-K1	知財担当者のための国内中間処理実務	70		
C20-K1	わかりやすい知財判例の読み方	59		
上級	D01-K1	特・実、審判・審決取消訴訟	24	137
	D03-K1	商標・不競法審判決例と企業における対応	20	
	D06-K1	特許侵害訴訟	51	
	D15-K1	交渉学(応用)	42	
研究	E01-K1	特・実判決例の研究(討論形式)	13	47
	E05-K1	英文契約における交渉とドラフティング	25	
	E08-K1	英文明細書の書き方(討論及び演習形式)	9	
技術部門	G1N-K1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	107	
	G3E-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習(電機系)	36	
	G3E-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習(電機系)	24	
	G3E-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習(電機系)	33	
	G3C-K1	本質を考えた発明説明書の書き方演習(化学系)	36	
	G3C-K2	本質を考えた発明説明書の書き方演習(化学系)	36	
	G3C-K3	本質を考えた発明説明書の書き方演習(化学系)	25	
	G3C-K4	本質を考えた発明説明書の書き方演習(化学系)	12	

	コース	タイトル	受講者数	計
技術部門	G5E-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	109	968
	G5C-K1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	146	
	G5A-K1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	120	
	G5R-K1	中堅技術者のための特許情報	42	
	G7E-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	76	
	G7C-K1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	99	
	G9M-K1	技術部門マネージャのための知的財産講座	67	
総合	S01-K1	知財活動におけるマネジメント講座	64	64
グローバル	WP1-K1	国際特許制度と外国特許基礎	42	507
	WS1-K1	外国商標法	26	
	WU1-K1	米国特許制度	70	
	WE1-K1	欧州特許制度	66	
	WA1-K1	アジアの特許制度	38	
	WC1-K1	中国知的財産制度	59	
	WR1-K1	国際契約ベーシック	36	
	WU2-K1	米国特許訴訟	34	
	WE2-K1	欧州における知的財産の活用と実務	22	
	WA2-K1	アジアにおける知的財産の活用と実務	34	
	WC2-K1	中国における知的財産の活用と実務	44	
	WR2-K1	国際契約プラクティス	36	
関西地区定例コース			受講者総数	3,216

③東海研修各コース受講者数

	コース	タイトル	受講者数	計
入門	A01-N1	入門コース	47	47
初級	B01-N1	特実・意匠基礎	24	41
	B05-N1	知財法務基礎	17	
中級	C01-N1	特許法・実用新案法	26	78
	C08-N1	明細書の書き方（化学・電気・機械）	37	
	C15-N1	交渉学（入門）	15	
上級	D15-N1	交渉学（応用）	12	12
技術部門	G5E-N1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電機）	38	161
	G5C-N1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（化学）	39	
	G7E-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（電機）	70	
	G7C-N1	技術者リーダーのための知的財産講座（化学）	14	
グローバル	WU1-N1	米国特許制度と条約	18	18
東海地区定例コース			受講者総数	357

定例総合計 10,141名

④臨時研修受講者数

コース	タイトル	関東	関西	計
J02	ASEAN商標・意匠調査	33	12	45
J03	営業担当者のための知財講座	73	29	102
J04	ASEAN特許調査	34	17	51

コース	タイトル	関東	関西	計
J06	企業における知財管理事務Basic	84	29	113
J08	米国特許をうまく取得する方法	72	33	105
J10	本質を考えた発明説明書書き方演習（電気・機械）	14	-	14
J11	特許分野の中国語読解講座	51	20	71
J12	特許発明の技術的範囲について（化学）	53	25	78
J13	本質を考えた発明説明書書き方演習（化学）	39	-	39
J16	企業実務者観点による米国特許訴訟対応	42	14	56
J18	特許審査基準「進歩性」の解説	59	19	78
J20	知財新人のための知財と向き合う心構え	30	12	42
J21	中国特許調査講座	60	25	85
J22	知財担当者が理解すべき、企業経営と知財との関わり	111	36	147
J23	組織内対話力（入門）	47	14	61
J24	米国最新特許判例及び審査基準に照らした権利化戦略 ※関西はサテライト	60	22	82
J25	交渉学（極み）	22	8	30
J27	特許発明の技術的範囲について（電気・機械） ※関東はサテライト	28	18	46
J28	ケーススタディで学ぶ著作権	37	13	50
J29	知財と標準のビジネス活用	34	14	48
J31	インド特許調査	26	9	35
J32	知財部門に配属された知財新人への知財教育	開催中止*		
J33	オープンイノベーションを支える知財マネジメント	49	19	68
J35	複数企業による知財エコシステム	32	6	38
J37	最近の裁判例からみる知的財産権訴訟の審理の実情	開催中止*		
J38	共同研究開発契約実務マニュアルの解説	69	20	89
J39	英文ライセンス契約実務マニュアルの解説	49	24	73
J41	知財管理事務のためのビジネス英文 リーディング・ライティング講座	70	28	98
J42	知財担当者のための英語特許翻訳校閲講座	55	25	80
J43	JIPA経営セミナー ※関西はサテライト	110	26	136
J44	企業視点、国内特許中間処理戦略	58	26	84
J45	知財高裁重要判例解説と日本の知財裁判のあり方	64	32	96
J46	中国での技術移転実務と留意点	74	16	90
J47	英文秘密保持契約実務マニュアル	51	20	71
J48	データの保護と利活用	33	8	41
J49	知財事務担当者向け経理講座 ※関西はサテライト	108	50	158
J50	企業におけるIPランドスケープの実践 ※関西はサテライト	222	68	290
J51	PCTをうまく活用する方法 ※関西はサテライト	37	19	56
J52	M&Aにおける知財デュー・デリジェンスの実務 ※関西はサテライト	110	38	148
J53	OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題	開催中止*		
J54	企業のオープンイノベーション事例から学ぶ知財戦略	開催中止*		
J55	知財管理職のための財務講座	133	29	162

コース	タイトル	関東	関西	計
J56	外国出願・中間対応の実践テクニック	開催中止**		
J57	意匠審査基準改定の解説	開催中止**		
J59	知財と事業競争力	6	-	6
臨時コース 受講者総数		2,339	823	3,162

※開催中止 新型コロナウイルス感染拡大のため

⑤サテライト研修

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
A01-H1	入門コース	広島	10	12
A01-F1		福岡	2	
B09-H1	特許情報と特許調査基礎	広島	11	22
B09-N1		東海	11	
C05-H1	知財契約実践	広島	11	32
C05-N1		東海	20	
C9A-H1	特許情報と特許調査（実践）	広島	5	30
C9A-N1		東海	25	
C9E-N1	特許情報システムの導入と活用	東海	12	12
C18-H1	知財担当者のための国内中間処理実務	広島	12	36
C18-N1		東海	24	
C20-N1	わかりやすい知財判例の読み方	東海	10	10
G1N-H1	技術系新入社員のためのIPマナー講座	広島	14	53
G1N-N1		東海	39	
G5E-H1	中堅技術者のための知的財産Basic講座（電気・機械）	広島	16	29
G5E-N1		福岡	13	
G5A-N1	中堅技術者のための知的財産Advance講座	広島	19	51
G5A-N1		東海	32	
G5R-H1	中堅技術者のための特許情報	広島	12	38
G5R-F1		福岡	6	
G5R-N1		東海	20	
G7E-F1	技術者リーダーのための知的財産講座（電気・機械）	福岡	13	13
G9M-H1	技術部門マネージャのための知的財産講座	広島	3	37
G9M-Q1		福岡	7	
G9M-N1		東海	27	
S01-H1	知財活動におけるマネジメント講座	広島	6	18
S01-N1		東海	12	
WE1-H1	欧州特許制度	広島	4	15
WE1-N1		東海	11	
WR1-N1	国際契約ベーシック	東海	8	8
WU1-H1	米国特許制度	広島	3	3

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
WA2-H1	アジアにおける知的財産の活用と実務	広島	3	9
WA2-N1		東海	6	
WR2-H1	国際契約実務	広島	4	11
WR2-N1		東海	7	
WU2-N1	米国特許訴訟	東海	3	3
J02-N1	ASEAN商標・意匠調査	東海	5	5
J03-N1	営業担当者のための知的財産講座	東海	10	10
J04-N1	ASEAN特許調査	東海	6	6
J06-H1	企業における知的財産管理事務 (Basic)	広島	3	19
J06-N1		東海	16	
J08-N1	米国特許をうまく取得する方法	東海	12	12
J11-F1	特許分野の中国語読解講座	福岡	3	11
J11-N1		東海	8	
J12-N1	特許発明の技術的範囲について (化学)	東海	20	20
J18-N1	特許審査基準「進歩性」の解説	東海	12	12
J20-H1	知財新人のための知財と向き合う心構え研修	広島	4	4
J20-N1		東海	0	
J21-H1	中国特許調査講座	広島	7	30
J21-N1		東海	23	
J22-H1	知財担当者が理解すべき、企業経営と知財との関わり	広島	6	18
J22-N1		東海	12	
J24-H1	USPTO/EPO審査基準に照らしたAI 関連発明権利化戦略	広島	3	12
J24-N1		東海	9	
J27-N1	特許発明の技術的範囲について (電機)	東海	6	6
J37-N1	知的財産権訴訟における裁判所の審理の実情と最近の裁判例	東海	開催中止*	
J38-N1	共同研究開発契約実務マニュアルの解説	東海	7	7
J43-H1	JIPA経営セミナー	広島	5	14
J43-N1		東海	9	
J46-H1	中国での技術移転実務と留意点	広島	3	11
J46-N1		東海	8	
J47-N1	英文秘密保持契約実務マニュアル	東海	4	4
J48-N1	データの保護と利活用	東海	3	3
J49-N1	知財事務担当者向け経理講座	東海	23	23
J50-H1	企業におけるIPランドスケープの実践	広島	15	59
J50-N1		東海	44	
J51-N1	PCTを巧く活用する方法	東海	14	14
J53-N1	OSS利活用によるオープンイノベーション促進と知財課題	東海	開催中止*	
J54-N1	企業のオープンイノベーション事例から学ぶ知財戦略	東海	開催中止*	
J55-N1	知財管理職のための財務講座	東海	15	15

コース	タイトル	配信地	受講者数	計
J57-N1	意匠審査基準改訂の解説	東海	開催中止*	
サテライトコース 受講者総数			756	756

※開催中止 新型コロナウイルス感染拡大のため

⑥出張型研修

	受講者数	派遣回数
ダイキン工業株式会社様 他	476	5
出張型研修 受講者総数		476

⑦海外・特別各コース受講者数

コース	タイトル	受講者数	計
F02	米国知的財産制度、法規、判例および模擬裁判等の研修	24	34
F07	アジアの知的財産事情の研修	10	
T01	知財変革リーダー育成研修	12	96
T02	知財戦略スタッフ育成研修	36	
T03	企業若手知的財産要員育成研修	32	
T04	知財実務英語コミュニケーション研修	16	16
海外・特別コース 受講者総数			130

受講者総合計 14,665名 (昨年15,153名)

V. その他

1. 日本弁理士会継続研修の実施状況
日本弁理士会からの要請に基づき、弁理士の継続研修への対応を行った。
2. (一社)発明推進協会主催の「人材育成協力委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
3. 内閣府 知的財産戦略推進事務局主催の「知財創造教育推進コンソーシアム検討委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
4. 独工業所有権情報・研修館主催の「知的財産人材育成推進協議会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。
5. (一社)日本電気工業会の「知的財産保護専門委員会」に事務局・人材育成グループGL久山を派遣した。

VI. 来年度の活動内容・方針

1. 人材育成委員会の役割
人材育成委員会の役割は、協会の主催する知

的財産に関する研修会について、

- ・新規研修の企画・立案
- ・研修プログラムの見直し（既存研修の内容改編、充実）
- ・研修内容の検証

等を役割とする。当研修会は、知財の実務担当からリーダーまで、また知財部門のみならず技術者まで、それぞれ育成すべき人材の目標化を図り、その目標に沿った研修内容の適正化、高質化を目指し、時代に合った企業で求められる知財人材を育成することを目的とする。

当協会の研修会の特徴は、「会員の、会員による、会員のための研修を提供すること」にある。すなわち、会員受講生を対象とし、私たち自らが企画、運営し、また、講師の先生方も多くは会員企業やそのOBであるという正に手作りの研修会であり、世界一の規模と、内容及び質を誇り、我が国の知的財産レベルの向上に寄与する人材基盤の確立と共に協会の財政基盤にも大きく寄与する。

2. 活動内容

(1) 基本方針

事務局（JIPA人材育成グループ）及び研修運営スタッフ（TES）との連携により会員満足度の高い知財研修会を提供すると共に、委員自身の成長に繋がる明るく楽しい充実した委員会活動を効率的に展開する。特に、顧客満足（Customer Satisfaction）を追求し、Customer Surpriseを生み出すことを目指す。

『一樹百穫

人材こそが あらゆる力の源泉となる』

- ・ 会員企業と受講生が共に満足できる研修プログラムの充実（JIPAでしかできない研修の実施）
- ・ 委員会メンバー一人一人の更なる人材育成（派遣元会員企業の財産となる委員の成長）

(2) 重点推進事項

次年度は、「『グローバルな事業競争力を高めるための知財活動ができる人材』を育成する研修の企画立案・改編」について重点的に取り組む。

- 1) 定例コースの見直し、改編、および改編したコースの検証、並びに臨時研修の定例化検討
- 2) 特別コース（Tコース）／技術部門向けコース（Gコース）の充実化、安定運営
 - ・ 知財変革リーダー育成研修（T01）、知財戦略スタッフ育成研修（T02）、知財実務英語コミュニケーション研修（T04）の充実化
 - ・ 技術管理者向け研修の見直し、実施
- 3) 会員企業ニーズに合ったタイムリーな新規研修の企画、実施
- 4) 海外コース（F04）の実施、Fコース再編および実施年度の検討
- 5) サテライト研修の実施（広島、福岡、東海地区にて実施）
- 6) 出張型研修の実施
- 7) 10年後のあるべきJIPA研修に向けたアクション（受講生PC配信研修の試行など）

VII. 来年度の体制

1. 委員長会（メンバー；委員長、小委員長、事務局。年に数回開催）
委員会の運営全体協議
2. 正副委員長会（メンバー；委員長、小委員長、副委員長、事務局。年に数回開催）
研修企画の審議・承認、講師の新任、留退任の審議・承認、臨時研修の審議・承認（なお、緊急性のある臨時研修については委員長判断で実行し、後日、承認を得る）、次年度研修の審議・承認（次年度の研修案内）、各小委員会活動状況の共有
3. 合同委員会（メンバー；委員全員、事務局。）
年2回、7月と2月を予定
4. 小委員会
 - (1) 第1小委員会：定例コースの検証・改編（関東・関西・東海の3地区）
 - (2) 第2小委員会：技術部門向け定例コース及び特別コース（経営に資する知財人材育成に関する新規研修会）の検証・改編
 - (3) 第3小委員会：臨時コースの検証・改編、新規企画、サテライト・出張研修の企画・運営
 - (4) 第4小委員会：海外コース及びグローバル化対応研修（国内臨時）の企画・実施・検証
5. 委員会活動の進め方
 - ・ 会議開催は、場所、日程／時間、回数及びTV会議の活用を考慮し、効率的に開催。意思疎通に充分配慮し、メール及び電話連絡をフル活用する。
 - ・ 個別案件は委員長会で情報共有化を図りつつ、小委員会単位で積極的に活動推進。事務局及びTESとの連携も重要。密な連絡を。
 - ・ 定例研修コース開講挨拶は、TESに一任で可。委員自身がしても可。
6. 人材育成グループ
協力体制を維持、強化
7. 研修運営スタッフ（TES）
研修会の運営と問題点、改善点の指摘（モニタリング機能）

TESの指摘事項に関しては、人材育成グループと協力して対処

3. 会誌広報委員会

1. 委員会の構成と運営

正副委員長（10名）を含め全体で28名（第1小委員会（20名）、第2小委員会（8名））で活動を行った。

委員会会合としては、「知財管理」誌の原稿企画、執筆者選定、原稿査読等の実務推進を行う小委員会と、全体の進捗確認、各号の誌面編成決定、原稿掲載可否判断、共通事項の審議を行う定例委員会をそれぞれ毎月開催した。各企画に当たっては、少なくとも1名の正副委員長同行のもと、原稿執筆を依頼する弁護士、弁理士等に直接面談し、企画について紹介し、議論を深め、執筆依頼を行った。また個別テーマとして、特集号、季刊じば、JIPAシンポジウム、メールマガジン、マニュアル改訂を設定し、ワーキンググループで検討を進めた。

2. 活動方針と行動指針

機関誌の質の維持と委員の長期安定的確保を両立するべく、「会員企業へ満足度の高い情報を発信するとともに、効率的で楽しい委員会活動の中から、委員自身の成長に繋げ、委員および出身企業に価値を実感してもらえる委員会活動を推進する」を方針とした。

3. 活動報告

(1)「知財管理」誌

2019年度の論文数は119本、総頁数1,594であった（昨年度は論文数125本、総頁数1,814）。

原稿分類別の掲載状況は、当委員会の企画原稿で論文掲載記事の46%を確保し、専門委員会原稿が46%、外部投稿原稿が7%であった。専門委員会原稿の内訳は下表を参照いただきたい（連載や分割掲載は1本としてカウント）。

特許第1	5（4）
特許第2	4（4）
国際第1	5（6）
国際第2	6（2）

国際第3	0（2）
国際第4	1（3）
医薬・バイオ	3（4）
ソフトウェア	3（4）
著作権	0（2）
マネジメント第1	4（3）
マネジメント第2	4（3）
情報システム	3（3）
情報検索	4（5）
ライセンス第1	3（2）
ライセンス第2	2（2）
意匠	1（3）
商標	4（2）
フェアトレード	1（1）
会誌	2（1）

（カッコ内は前年度原稿数）

(2)「知財管理」誌の活動

①一般企画（第1小委員会・第2小委員会）

当委員会が企画する論説の重要なカテゴリーである。企業活動、知財に関わる環境の変化、或いは所属企業における日々の業務等から課題を見出すことによって、論説テーマを企画・推進する活動に重点を置いた。グローバル最先端の話題の企画、掲載に努め、AI・データ利用に関する契約、プラットフォーマーの戦略、SDGs、スタートアップ・ベンチャー等に関する論説を掲載し、情報発信力を高めることが出来た。

②判例と実務シリーズ（第2小委員会）

最新判決や注目判決から実務に役立つ論点を議論し、毎月掲載を原則としてテーマと執筆者を決定した。毎月の企画担当者を決めて運営し、11本を掲載した。

2019年12月号（No. 828）の論説掲載で47年と半年の歳月を経て500号掲載を達成した。歴代執筆者・委員、事務局、読者に深く感謝申し上げる。

③今更聞けないシリーズ（第1小委員会）

実務経験の浅い初心者や、実務熟練者でも意外と知らない諸手続や法制度等に焦点を当て、コンパクトかつ平易に解説する企画であり、2019年度は13本を掲載した。

④知的財産Q&A（第1小委員会）

会員企業の関心が高い比較的近時のテーマを主体に、速報性とコンパクトで平易な解説を重視した企画であり、2019年度は1本、掲載した。

⑤海外注目判決

判例と実務シリーズの海外版という位置づけであり、米国、欧州、中国等を中心に、会員企業が注目すべき海外の判決を取り上げている。今年度は4本のテーマを掲載した。

⑥座談会（インタビュー記事）

知財分野で注目すべき取り組みを行う企業や団体へのインタビュー内容をもとに、委員会で原稿執筆する企画。2019年度は当委員会が、2018年度で退任した専門委員長経験者6名での座談会を企画し、掲載した。また「Edison in the Boardroom」の著者、スザンヌ・ハリソンへのインタビュー記事の投稿があり、座談会としては計2本の掲載となった。

⑦新刊書紹介

会員に有益な新刊書籍を紹介するため、出版社から協会への献本や、委員が書店で見つけた新刊書について紹介原稿を執筆し、毎月掲載した。2019年度は17本の紹介文を掲載した。

⑧編集後記の執筆

各委員が持ち回りで毎月執筆した。特に書く内容については制約を設けず、委員個人の趣味や日頃の生活など自由に記載した。

(3)「季刊じば」の活動

JIPAの活動と知財の動きをわかりやすく簡潔に伝える広報誌として2017年春号から発行を開始している。年4回（4月、7月、10月、1月）、「知財管理」誌とともに会員に送付しており、A4サイズでカラー4ページの仕様で提供している。季刊誌は、JIPA会員のほか、会員外への配布をしており、JIPAのホームページからも入手することができる。今年度に発行した季刊誌の概要は下表を参照いただきたい。

コンテンツ	2019年春号	2019年夏号	2019年秋号	2020年冬号
表紙写真	SLもおか号	スーパードルフィン	紅葉と賑わう白川郷	The 新幹線
Special INTERVIEW	渡部東大教授・知財学会会長／木全副理事長	吉村経団連本部長／佐野副理事長	JIPA柵山会長／戸田理事長	松永特許庁長官／萩原副会長
わが社のこだわり	味の素／社会的課題へ向き合い、ブランディングにつなげる	武田薬品工業／Better Health, Brighter Future	日産自動車／ぶっちぎれ 技術の日産！	WIPO GREEN参加お誘い エイミー ディレクター（久慈専務理事）
Zoom Up Project	東海地区協議会 青木常務理事	関東化学第一部会 星野業種担当役員	中国・四国・九州地区協議会／福原幹事	会誌広報委員会 鹿嶋常務理事、井出委員長
JIPA通信	知財管理誌特集号	正会員の要件変更	海外研修の紹介	JIPAシンポジウム

(4) ワーキンググループ活動

①特集号WG

2020年4月号掲載予定で、「“知財”を超える」というテーマで特集を企画した。近年、多くの分野で産業構造の転換が起こり、これに伴って知財業務の対象範囲が拡がり、人材、データ、顧客とのネットワーク等の知的資産の活用も含むようになってきている。第1部「変革期の知財」（拡がりゆく“知財”を取り巻く最新事情）、第

2部「海外から学ぶ」（グローバルな視点から日本が取り組むべき課題や方向性）、第3部「日本の挑戦」（エコシステム、深層学習、スタートアップにおける日本企業の挑戦）の3部構成で、激化する競争の中で日本が勝ち残っていくために参考となる有益な情報を多面的に論じた論説12本を集めて特集号として編成した。

2021年4月号に向けた特集テーマについては、2019年11月から議論をスタートしている。

②「季刊じば」WG

2017年度より新規にJIPAからの広報誌として発行を開始した「季刊じば」に関して、コンテンツの企画、関係者への説明、インタビュー原稿の作成を行うと共に、委員の入れ替えがあっても継続的に発行していけるよう編集の効率化、マニュアル整備等を進めた。

③JIPAシンポジウムWG

JIPAシンポジウムでは毎年専門委員会のポスターセッションがあるため、3名の委員が中心になって当委員会の活動を分かりやすく紹介するポスターを作成し、当日の説明員を担当している。委員会を紹介するビデオも作成した。

④メルマガWG

JIPAからのお知らせとして月2回メルマガジンが発信されているが、その中で「知財管理」誌の記事を紹介している。活動としては、毎月の編成計画の中で紹介すべき原稿を3～5件選定し、委員が紹介文を執筆している。

⑤マニュアルWG

「知財管理」誌の質の安定化を図るため、マニュアルに基づいた委員会活動を行っており、今年度は、主に委員間で判断の分かれる記載内容に関して文言の明確化等の改訂作業を適宜行った。

(5) 今後の検討課題

安定した委員数の確保と委員の継続年数が短いことが最も大きな課題となっている。委員数確保に苦慮している要因としては、委員会活動の負荷が大きい、どんな活動をしているのかわかりにくい、といった声が聞こえている。対策として、委員会活動の効率化による負荷低減、派遣委員にJIPA研修への無料参加特典を付与、JIPAシンポジウムや「知財管理」誌の編集後記において当委員会の活動内容や参加するメリットを紹介、といったことに取り組んでいる。

また、2017年度から発行している「季刊じば」については、「知財管理」誌とは別の広報誌として委員数が潤沢でない委員会の中から更に限られたWGメンバーで運用せざるを得ず、WGメンバーの負荷低減が課題であり、編集活動の

効率化を推進すると共に、マニュアルへの反映を行っていく予定である。

4. 特許第1委員会

1. 構成及び運営

2019年度の委員会は、委員長1名、副委員長(小委員長、小委員長補佐)14名、委員33名の計48名の構成で活動した。委員会内に5つの小委員会を設置し、小委員会毎に活動を推進する体制とした。本年度の各小委員会毎の検討カテゴリは以下の通りである。

【第1小委員会】

特許制度ハーモナイゼーションに向けた調査・研究(日米協働調査試行プログラム)

【第2小委員会】

記載要件に関する研究(実施形態の記載量/化学分野における、実験例がなく計算科学のデータのみの特許出願)

【第3小委員会】

進歩性に関する研究(日本の進歩性審査の質の検証と改善に向けて)

【第4小委員会】

特許出願に関する諸問題の検討(日本に導入したい諸外国の特許制度の検討)

【第5小委員会】

審査過程における諸問題の検討(日本国特許庁におけるPCT国際調査と国内移行後の審査結果との乖離についての検討)

また、審査基準専門委員会、国際政策プロジェクト、AIPLA意見交換会、外部の研究会等に積極的に委員を派遣して委員会内での検討に基づく意見発信をグローバルに積極的に行った。

2. 活動概要

年2回の全体会合を開催するとともに、各小委員会で、平均月1回の会合を開催し、個々のテーマについて検討・研究を行った。

更に、委員長、副委員長により構成される正副委員長会議を開催し、特許制度全体および各小委員会の検討テーマについて横断的に検討した。

また、第四次産業革命におけるAI、IoT関連

発明の審査のグローバルな動向などについて AIPLAとの意見交換会の場で紹介し、課題認識を共有することができた。

また、特許制度小委員会における審査の質に関する指摘に呼応して、特許庁品質管理室と審査の質（特に進歩性判断）の適正について個別意見交換会を行った。

3. 各小委員会での活動状況

【第1小委員会】

「日米協働調査試行プログラム（以下、日米CSPと呼称）」を対象に研究を行った。

過去に第1小委員会から日米CSPに関する論説を2度投稿しているが、研究対象とした第1期（2015年8月1日～2017年7月31日）から制度面を見直した新スキームの日米CSP（2017年11月1日～。以下、第2期と呼称）が現在試行中である。また、日米のみならず米韓や中韓における2国間CSPや、5庁連携によるPCT協働調査も試行されているように、複数庁による協働調査の試み、ひいては審査過程の一部におけるハーモナイゼーションの試みが世界的な潮流となっている。このような現状を鑑み、第2期日米CSPを対象とした実態の検証と課題の抽出を通じて、第1期の結果も踏まえた2国間CSPのユーザーメリットの見える化によって制度周知を促すと共に、この試行をきっかけとした審査ハーモナイゼーション推進への提言を目指して研究に取り組んだ。

第2期にエントリーされた43件について、日米双方の最初の庁通知（以下、FAと呼称）の発送タイミングや拒絶条文について実態調査を行ったところ、以下の傾向が見えた。

- ・早期性：CSP申請日を基準としたFA発送までの平均日数は日米それぞれ4.2カ月、4.9カ月であり、第1期で見られた審査の早期化の効果が第2期でも見られた。これは各国単独での早期審査制度に比べると遅いものの、早期性以外の効果も期待できるCSPを活用して日米両国での権利化を狙った場合には、既存の2国間の早期権利化プロセスであるPPH（第1庁での特許可能の判断を経て第2庁の

審査を早期に進めるシリアルな権利化プロセス）に比べて早期性が見込めることが分かる。

- ・同時期性：日米でのFA送達日のズレについて、応答期限に対して30日の猶予を持って同時に検討可能な日数を閾値とすると、USPTOから先にFAが送達された場合には92%が閾値以内であるのに対し、JPOから先にFAが送達された場合には閾値以内の案件が48%に留まった。
 - ・判断一致性：新規性／進歩性のいずれかを含む文献拒絶の有無の判断は、88%の案件で両庁の判断が一致しており、通常審査に比べて一致率の向上が見られた。このうち、文献拒絶有りで判断が一致した案件において引用文献の少なくとも1つが一致していたのは53%であり、通常審査に対する向上が見られた。
- 以上のような検討の結果、CSPはFA送達日についての予見性を向上させ、且つ、文献拒絶の判断一致に伴う応答方針検討の負荷低減にも一定のユーザーメリットがある制度であると言って差し支えなさそうである。一方、米韓CSPの影響や、日米の審査基準の差異など、ユーザーメリットの最大化における壁を感じさせるデータもある。

これらを踏まえ、制度周知と審査ハーモナイゼーション推進への期待を込めて、知財管理誌に論説を投稿予定である。

【第2小委員会】

2019年度は、下記の二つのテーマに取り組んだ。

- (1) 「実施形態の記載量について－日本の出願人と欧米の出願人との比較－」

日本の出願人は、欧米の出願人に対して、実施形態の記載量に差があるのではないかと、という委員の所感に基づき、その実情及び差異がある場合はどのような点かについて、調査を行った。調査対象は、年間出願件数が1万件以上である主要IPCについて、技術分野毎の違いの有無も検討するため、B60（車両一般）、C08（有機高分子化合物）、G06（計算）、H01（基本的電気素子）を選択した。具体的には、①登録に

なった請求項1の文字数と実施形態の文字数の関係、②日本の出願人の36条拒絶理由通知率と実施形態の文字数の関係、③欧州や米国における登録クレーム1での単語数の比較、④詳細な説明のパート毎の文字数の比較、⑤具体的事例を用いた実施形態の記載内容の比較、を行った。

その結果、技術分野を問わず、以下のことがわかった。

①の結果；請求項1の文字数を同一範囲として比較した場合、欧州出願人の実施形態の文字数が日米出願人より少なかった。

②の結果；日本の出願人の36条拒絶が通知される割合は、実施形態の文字数が多いからと言って、36条拒絶理由通知率が改善するわけではなかった。むしろ、実施形態の文字数が少ない方が、36条拒絶理由通知率が相対的に低い傾向があった。

③の結果；請求項1の文字数を同一範囲として比較した場合、対応する欧州や米国で権利化されたクレーム1の単語数は、欧米出願人より日本の出願人が多かった。

④の結果；実施形態以外のパートに関して、日本の出願人は発明が解決しようとする課題について欧米出願人より多く記載し、欧州出願人は技術分野や背景技術を日米出願人より多く記載していた。

なお、具体的なIPC毎の詳細分析結果及び考察については、2020年度に知財管理誌に論説を投稿する。

(2)「化学分野における、実験例がなく計算科学のデータのみの特許出願における記載要件について」

化学物質に関する技術分野の特許出願においては、一つ以上の実施例を明細書に記載することが審査基準において求められており、実際には実験データを記載することで対応する実務担当者が多かったと思われる。一方で、実験データではなく計算科学によるシミュレーションデータを明細書の実施例として記載し、特許が成立している出願事例も散見された。もっとも、このような計算科学のシミュレーションデータ

のみを実施例に記載することで、記載要件違反により拒絶されている出願事例も確認されたので、計算科学によるシミュレーションデータを明細書の実施例として記載する特許出願において、記載要件違反とならないようにするポイントはどこにあるか、実際の出願事例をベースに検討を行った。

この検討の結果、計算科学によるシミュレーションデータのみを明細書の実施例に記載する際の記載要件違反とならないようにするためのポイントとして、以下の2点に留意する必要があるとの結論に達した。①【シミュレーションデータの信頼性】計算科学によるシミュレーションデータと、そのデータから導かれる特性との関係性、②【発明の効果との相関性】計算科学によるシミュレーションデータから導かれる特性が、特許発明における発明の効果を示す上で十分かどうか。なお②については、必ずしも計算科学によるシミュレーションデータのみを明細書の実施例に記載したケースに限定される結論ではないが、本検討中、上記②が問題になった事例を複数確認したので、付言的な結論とした。

これらの詳細な検討結果及び考察については、2020年度の知財管理誌の論説として投稿する予定である。

【第3小委員会】

近年、日本の審査が「甘い」という産業界の声が散見される。当小委員会では、日本の進歩性審査の質の検証と改善を目的として、統計的観点及び個別事案の分析の観点から調査研究を行った。

(1) 統計的観点での分析

どのような現象が「甘い」という印象を生んでいるのかを明らかにするため、以下の点を中心に統計的な観点から分析を行った。

- ・特許査定率
- ・特許公開時のクレーム文字数に対する特許登録時のクレーム文字数の増加率（補正による増加量）
- ・審査と審判の結論の一致率

・審判と審決取り消し訴訟の結論の一致率

その結果、技術分野によらず、特許査定率の上昇と反比例するようにクレーム文字数の増加率が減少する傾向を確認した。また、特許庁と裁判所との間では「甘い」印象を生むような統計的な傾向はみられないことを確認した。一方で、裁判所の判決は特許庁よりも特許されやすい傾向にあることが分かった。

検討結果の一部は、2020年2月の関東部会で報告した。関東部会で報告しなかった内容を含む詳細は、論説にまとめて知財管理誌に投稿する予定である。

(2) 個別事案の分析

上記の統計分析において、クレーム文字数の増加率が年々減少する傾向が確認された。これをより詳細に分析すると、出願数の多い企業群とそうでない企業群とで増加率には顕著な差がみられる。これは、出願に慣れている企業は最小限の補正で権利取得できているのに対し、出願数が少ない企業は必要以上の補正をしている可能性があることを示唆している。

そこで、直近3年間の進歩性を争点とする知財高裁の判例を分析し、最小限の補正で権利取得するための知見の抽出を試みた。

特許審査における進歩性判断ステップのうち、クレームの記載量に影響を及ぼす可能性があるものの一つが、発明認定における明細書参酌であると考えられる。クレームに明に記載されていないが明細書には記載されている内容を、どの程度まで参酌してもらえるかが分かれば、クレームの記載量を抑えることが可能になるからである。そこで、明細書参酌を争点とする知財高裁の判例を抽出し、明細書参酌が認められたケースと認められなかったケースとを分析し、クレーム記載量の目安を知る一助となる知見を抽出した。詳細は論説にまとめて知財管理誌に投稿する予定である。

【第4小委員会】

「日本に導入したい諸外国の特許制度の検討」について検討を行った。

特許制度は属地主義の原則に従い運用される

ため、各国で特許権を得るためには当該各国への特許出願を行う必要がある。また、特許権を得るための手続きも各国で異なっている。各国への特許出願を行っていく中で、日本にも導入がされれば、今より特許出願に関わる手続きが容易になる制度や、権利化の助けになる制度が多数あると感じている。そこで、「諸外国の特許制度」についてアンケート及び調査・検討を行い、出願人にとって、より利便性の高い制度とするために、どのような制度を導入すべきか検討を行った。

日本知的財産協会の特許第1及び第2委員会、各国際委員会に所属する専門委員のメンバーを対象にして、2019年9月にWeb上でアンケートを行った。回答者が特許出願する主な審査部門は、第一部及び第四部が18.3%、第二部が24.7%、第三部が38.7%であり、全ての審査部門にわたっていた。

出願時に導入希望の多い制度は、新規性喪失の例外に関する手続時期の緩和（韓国）、新規性喪失の例外規定における時期的要件を拡充する制度（米国、中国）及び分割、継続出願（Divisional Application, Continuing Application）（米国）であった。これらの制度については既に多くの論文等で検討が行われているため、当小委員会では詳細な検討は行わないこととした。

審査時に導入希望の多い制度は、Final Office Action（米国）、継続審査要求（RCE）（米国）、再審査は、原審査に関与しなかった特許審査官が担当（台湾）及び審査、異議申立における予備的請求（EPO）であった。これらの制度を導入した場合に影響を受ける案件について抽出を行い、メリットデメリットの検討を行っている。

権利化後に導入希望の多い制度は、ライセンス・オブ・ライト（License of Right）制度（英国、ドイツ）であったが、権利化後は当小委員会の検討テーマではないため検討を行わなかった。

また、公開時の制度については特に、導入を希望される制度はなかった。

特許庁との意見交換会時質問のあった審査請求制度については制度廃止または変更を希望しない人の割合は75%であり、特に制度の変更を希望していないことが明らかとなった。

上記の検討結果を踏まえ、詳細は知財管理誌に投稿する予定である。

【第5小委員会】

「日本国特許庁におけるPCT国際調査と国内移行後の審査結果との乖離についての検討」に取り組んだ。

(1) 目的

PCT国際出願において、多くのユーザは、国際調査報告（ISR）の結果に基づいて、移行国の選定や移行後の国内段階移行出願における請求項の決定を行う。ISRでA文献のみの提示であれば、新規性、進歩性が認められたとの一定の判断が可能であり、X、Y文献が示されれば、その文献の重要性に鑑みて今後のアクションを修正することができる。

しかしながら、日本国特許庁（JPO）で作成されたISRにおいてA文献のみが提示された場合であっても、その後、国内段階移行出願におけるファーストアクション（FA）で、JPOにより新規性違反、進歩性違反の拒絶理由が指摘される事例がある。この場合、同じJPOによる審査であれば同一の結果であることを期待するユーザにとって、不利益となるおそれがある。

そこで、上記の状況を踏まえ、上記A文献のみが提示されたPCT国際出願において、JPOに国内移行された後どのような審査がされたかを調査した。

(2) 検討方法

(i) 2014年に国際公開され、JPOでISRが作成されたPCT国際出願のうち、(ii) ISRでA文献のみが提示され、(iii) JPOに国内移行された出願を母集団（5,782件）として抽出し、拒絶理由を調査した。

その結果、上記母集団のうち、約49%に当たる2,521件の出願で何らかの拒絶理由が通知され、約13%に当たる431件の出願で「29条1項のみ」「29条2項のみ」「29条1項及び29条2項」

の拒絶理由が通知されていることが分かった。

そして、上記431件のうち、(iv) ISRで審査された請求項と国内のFAで審査された請求項が同一の案件を抽出し、さらにその中からランダムに抽出した63件について以下の検討を行った。

この63件において、ISRで新規性違反、進歩性違反の指摘を受けず（A文献のみの提示）、国内段階で拒絶理由通知を受けた上記(iv)で抽出した出願については、29条1項の拒絶理由が通知されている割合が高かった(49%)。また、国際段階のISRと国内段階の拒絶理由通知を比較したところ、審査官の変更が行われている割合が高かった(62%)。さらに、ISRと異なる文献が提示されている割合が高い(65%)ことが分かった。

一方で、上記(iii)の母集団において、拒絶理由が通知されることなく特許査定された出願においても上記の条件(iv)に基づき案件を抽出し、さらにその中からランダムに抽出した89件について、ISRと国内段階の審査を比較した。前述の調査に比べ、審査官の変更が行われている割合が低く(40%)、ISRと異なる文献が提示されている割合が低い(36%)ことが分かった。

これらの結果から、ISRで審査した審査官と国内のFAで審査した審査官が同一である場合には、ISRの結果に基づき国内段階で特許査定をする傾向がある。一方、国内段階において審査官が変更された場合には、新たな審査官が再度の調査を行い、新たな文献に基づき拒絶理由を通知する傾向があることを示唆している。

上記の検討結果を踏まえ、詳細は知財管理誌に投稿する予定である。

4. 対外活動

4.1 全体

特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会を2回（9月、3月）開催し、審査の「質」の向上に向けた活発な意見交換を行った。なお、3月は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、書面での意見交換とした。

特許庁による進歩性の審査の進め方に関する参考資料の作成に関して、産構審の第14回審査

基準専門委員会WGの委員として1名を派遣した。

特許庁産業財産権制度問題調査研究（日米及び日欧間の進歩性等の判断のかい離事例に関する調査研究）の委員として2名を派遣した。

特許庁審判実務者研究会に委員4名を派遣した。また、特許庁審査応用能力研修に委員8名を派遣した。

国際政策PJに委員1名を派遣した。

4. 2 各小委員会関連の対外活動

上記の他、具体的な各小委員会のテーマに関連して、特許庁他の外部機関と活発に意見を交換したので、以下に概要を紹介する。

【第1小委員会】

日米協働調査に関して、特許庁調整課審査企画班の方と個別意見交換会を行った。

【第2小委員会】

JIPAシンポジウムPJに委員1名を派遣した。

【第3小委員会】

臨時研修『特許審査基準「進歩性」の解説』（J18）の講師に委員1名を派遣した。

弁理士会との意見交換会時に「進歩性のハードルに関する研究」に関し報告を行った。

関東部会（2月）にて、「近年の進歩性審査に関する考察」について報告を行った。

AIPPIが受託した令和元年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における権利回復等の救済措置の基準及び運用実態に関する調査研究」にアドバイザーとして委員1名を派遣した。

【第4小委員会】

特許庁調整課企画調査班の方とスーパー早期審査の運用等に関する個別意見交換会を行った。3月の特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会において、日本に導入したい諸外国の特許制度について、JIPA特許第1委員会、特許第2委員会及び国際委員会の委員に対してのアンケート結果について紹介し、来期に個別意見交換会を開催する予定となった。

5. 特許第2委員会

1. 構成及び運営

2019年度の特許第2委員会は、委員長1名、副委員長15名（うち小委員長5名、小委員長補佐10名）、委員38名の計54名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第5小委員会までの各小委員会は原則毎月開催し、年2回（4月、10月）の全体委員会を開いた。新型コロナウイルスの影響により研究成果の発表・共有の場である3月の全体委員会を中止せざるを得なかったことは非常に残念であった。

裁判所（知財高裁、東京地裁、大阪地裁）、日本弁護士連合会、東京弁護士会、大阪弁護士会、弁理士会との意見交換会も積極的に行った。東京弁護士会とは第4小委員会が、大阪弁護士会とは第2小委員会が、それぞれ小委員会の研究テーマに関して数か月間共同で検討を行い、それぞれ成果を意見交換会で発表した。なお、これら意見交換会の前に日弁連知的財産センターの弁護士3名（宮川先生、平野先生、相良先生）と事前相談をして臨んだ。

「知財管理」誌に5つの論説を掲載・投稿した（「税関による特許権に基づく輸入差止に関する一考察」（10月）、「先使用权の判断動向と実務上の課題」（11月）、「公然実施発明に基づく進歩性欠如の特許無効を争う裁判例の研究」（2月）、「特許異議申立への影響因子についての分析」（3月）、「特許権侵害立証の実務実態に関する研究－証拠の直接取得が困難な場合を対象として－」（2020年5月掲載）。

上記のうち4テーマについて9、10、11、2月度の東西地域部会にて発表した。また、2019年度企業若手知的財産要員育成研修（T03研修）に委員2名を派遣した。

2019年度の調査研究テーマおよび各小委員会の活動概要は以下のとおりである。これらは来年度の「知財管理」誌に論説として掲載し、かつ東西地域部会にて発表予定である。

2. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

「対象製品の変化が争点となった判例動向と実務上の課題」

製品は、製造直後から変化する場合がある。

対象製品が変化するという不確定性に起因して、侵害・非侵害の判断が不明確になり得る。このため、企業としては、特許権の他社抑止力低下に伴う競合企業による模倣拡大や将来的に自らが被疑侵害者になるといった訴訟リスクを常に抱えた状態に置かれることになる。

対象製品が変化する裁判例を調査・抽出し争点を明確にしつつ、重要裁判例であるカビキラー事件（東京地裁，平成11年11月4日判決，平成9年(ワ)938号）から導かれた「必然性」の観点との対比を通じて実務者への提言を行うべく検討を行った。

【第2小委員会】

「通りやすくなったと言われる日本特許」の検証」

2010年以降の特許査定率の上昇・高止まりに伴い、「審査（特に進歩性判断）が甘くなっている」との意見が散見される。そこで、近年登録された特許と以前登録された特許について、無効率・クレーム訂正率等を調査した。なお、本研究は、特許第1委員会第3小委員会のメンバーと協働して行った。

「損害賠償額における「推定覆滅」に関する調査」

特許権侵害訴訟において権利侵害が認定されたとしても、被疑侵害者の推定覆滅の主張が認容されることにより、損害賠償額が減額されることがある。特許権者にとっては損害賠償額の予測が難しく、訴訟の提起を躊躇する一因となっている。一方、被疑侵害者にとっては、どのような主張をすれば減額へと結び付くか判然としないことが多い。そこで、損害賠償額の減額について争われた事件について裁判例を調査した。なお、本研究は、大阪弁護士会の先生方と協働して行った。

【第3小委員会】

「特殊パラメータ特許の記載要件に関する研究」

当業者に汎用されていない特性値（特殊パラメータ）により特定された特許は、一見新規性が無いと思われる発明でも新規な特性値を理由に成立する場合がある。第三者は、公知文献に当該特性値の記載が無い場合、記載要件違反で

争わざるを得ない。一方、従来技術より優れた発明であるものの、やむなく特性値で特定した場合は、予期せぬ記載要件違反で無効化されることもある。このような特許は、特許権者・第三者双方に予測可能性を害する課題をもたらすと考える。

当小委員会では、具体的に無効審決が確定している特殊パラメータ特許を検証し、こうした特許が実施可能要件違反の無効理由を包含しやすいことを見出した。また、特許の種類毎に指摘を受けやすい無効理由を検証し、特許権者側・第三者側の双方の立場からの対応策について、考察した。

【第4小委員会】

「損害賠償額の算定における実施料率の認定について争う裁判例の研究」

特許権侵害訴訟における損害賠償額に関し、令和1年6月7日に知財高裁大合議判決がなされた。また令和元年法改正により特許法102条3項の実施料相当額の算定に関して改正が行われた。これらを踏まえると、今後の特許権侵害訴訟において損害賠償額・実施料率が上振れする可能性が高まってきていると考えられる。このことは、被疑侵害者側にとっては賠償額が増加するため賠償リスクが高まっていることを意味し、一方で特許権者側にとってはチャンスの意味する。

そこで、当小委員会では、知財高裁大合議で示された考慮要素（4要素）を中心に大合議前後の裁判例を分析し、今後の裁判において認定される実施料率の予見可能性を高めることを目的として実務者への提言を行うべく検討を行った。

なお、本研究は、2019年8月から11月にわたり、東京弁護士会の先生方と協働して行ったものである。

【第5小委員会】

「特許制度の在り方の研究（中長期テーマの1年目）」

今年度は論説執筆のテーマ選定の年であり、各委員から挙げられたテーマ候補について、論

説テーマとしての妥当性や制度提案の必要性の観点等を中心に調査・検討を進め、「ビジネス関連発明の有効性」をテーマとして選定した。

「ビジネス関連発明」とは、ビジネス方法が情報通信技術を利用して実現された発明であり、IoTやAI技術の発展により様々な産業で注目が集まっている。一方で、ビジネス関連発明の有効性については懐疑的な声も少なくない。そこで、ビジネス関連発明を取り巻く現状を整理し、有効な保護制度や活用方法のありかたについて検証・提案を予定している。具体的には、企業にとって『ビジネス関連発明の「活用」』とは何か、現行制度が知財実務の実情に即しているのか検討を行う予定である。

今後当小委員会では、ビジネス関連発明について異議申立、無効審判、特許権侵害訴訟の対象となった案件の検証、会員企業へのアンケート・会員企業へのヒアリングを行うことで、知財実務者が感じる課題を抽出し、本テーマにおける課題の検証、および解決策に対する議論を進め、論説を執筆する予定である。

6. 国際第1委員会

1. 委員会の構成

委員長，委員長代理，副委員長4名，委員37名，合計43名で構成した。

委員を5つのワーキンググループ（WG）に分け、それぞれにWGリーダーを指名し、WGリーダーを中心に各WGにて後述するテーマに関する調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

毎月（3月を除く。）、全委員が参加する全体委員会を開催した。全体委員会の前半は全体会議として委員間の情報共有等を行い、後半はWG単位に分かれて各調査研究テーマについて議論を行った。

6月には、国際第2，第3及び第4委員会との合同委員会を開催し、各委員会の活動状況の情報共有等を行った。また、年に2回（4月，10月）、国際第2，第3及び第4委員会との合同正副委員長会議を開催し、国際委員会として

の運営の課題等についての議論を行った。

3. 委員会活動の概要

(1) 東西部会での発表

前年度の活動成果として、東西部会において、3件の発表を行った。

- ①近年の重要判決による米国裁判地戦略への影響と日本企業への提言（6月）
- ②先行技術と重複した数値限定クレームを非自明と認められるための方法（6月）
- ③近年における米国終局的差止の容認基準（eBay 4要素テスト）に関する研究（7月）

(2) 意見の提出

米国特許商標庁（以下、USPTOという。）に対し、2件の意見を提出した。

- ①JIPA's Public Comments on "Request for Comments on Patenting AI Inventions (11月)
- ②Re: Rules of Practice To Allocate the Burden of Persuasion on Motions to Amend in Trial Proceedings Before the Patent Trial and Appeal Board (12月)

(3) 外部との意見交換

- ①AIPLA（4月）
- ②Kappos前USPTO長官及び米国弁護士（6月）

(4) 委員派遣

- ①特許審査マネジメントコース（9月）
- ②IP-PAC（10月）

(5) 臨時研修の開催

- ①J08「米国特許をうまく取得する方法」(2019年6月に関東，関西，東海（サテライト会場）で開催)にそれぞれ講師を4名派遣した。
- ②J16「企業実務者観点による米国特許訴訟対応」(2019年6月に関東，関西（サテライト会場）で開催)にそれぞれ講師を2名派遣した。
- ③T03「企業若手知的財産要員育成研修」に講師1名を派遣した。

(6) 各WGにおける調査研究活動等

【WG1】

テーマ「米国特許適格性に関する審査官向けガイダンス公表後の審査実態」に関する調査研究

2019年1月にUSPTOより公表された米国特許適格性に関する審査官向けガイダンスにより特許法101条の審査観点がより明確になった。そこで、当該ガイダンスの発行後にUSPTOから発行されたオフィスアクションに当該ガイダンスの審査観点が反映されているかを調査することで、当該ガイダンスの浸透度合いの実態調査を行った。この調査結果については資料として知財管理誌面に掲載される予定である。

【WG2】

テーマ「再発行特許出願制度」に関する調査研究

米国の再発行特許出願制度を利用する場合、特許権者は出願時に原特許における瑕疵を認める旨を宣言する必要がある。その結果、瑕疵を認めたものの再発行特許出願が許可されない事態に陥るリスクが想定される。そこで、再発行特許の出願・審査状況を調査することにより再発行特許出願の許可率の現況を明らかにし、該許可率を高めるために、特許権者が再発行特許を出願・権利化する際の留意事項を整理した。この成果については論説として知財管理誌面に掲載される予定である。

【WG3】

テーマ「主要な米国連邦地裁のローカルパテントルールが与える訴訟地戦略及び訴訟対応への影響」に関する調査研究

米国の連邦地方裁判所は、特許権侵害訴訟の手続きについてローカルパテントルールと呼ばれる独自のルールを設けている場合がある。そこで、近年、訴訟件数の多い裁判所のうち、ローカルパテントルールを有する9つの裁判所のルールを調査し、その結果から、原告の訴訟地戦略及び被告の訴訟対応に関する提言を取りまとめた。この成果については論説として知財管理誌面に掲載される予定である。

【WG4】

テーマ「米国における公然実施による特許無効の抗弁」に関する調査研究

米国における公然実施（販売による不特許事由（on-sale bar）、および公用による不特許事由（public-use bar））による特許無効の抗弁に関し、近年の判断基準を取りまとめたものはない。そこで、近年の判決を調査することで、公然実施による特許無効の認否に関する最新の判断基準を明らかにした。この成果については論説として知財管理誌面に掲載される予定である。

【WG5】

テーマ「同一特許に対する後続IPR請求における審理開始決定」に関する調査研究

同一特許が繰り返しIPRの審理対象となることを抑制する主要判例として、General Plastic決定がある。そこで、当該決定で示された審理開始決定の判断基準となる7要素の個別判断と、実際の審理開始判断の結果との関係について分析を行い、この分析結果に基づき、請願人及び特許権者の両面から後続IPRに関して取り得る手段について取りまとめた。この成果については論説として知財管理誌面に掲載される予定である。

7. 国際第2委員会

1. 委員会の構成

本年度の委員会活動は、委員長1名、副委員長6名及び委員21名の計28名で開始した。途中、委員1名の退任があったため、27名で終了した。

2. 委員会の運営

欧州とPCTに関しそれぞれ小委員会を編成し、原則として、月次の定例会議において全体会議と小委員会活動を行った。第1小委員会(欧州)は、テーマ毎にさらに3つのWorking Group (WG)を設定し、WGリーダーのリーダーシップのもと各テーマについて検討した。上記の定例会議の他に適宜臨時の小委員会等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は、①グローバルに活躍できる知財人材となるための機会を提供する、②国内外への情報発信によりJIPA会員の知財活動に貢献す

る、という2つの方針の下、担当地域の中から、欧州及びPCT制度について調査・検討を行った。

3. 2 各小委員会の活動

本年度は、4つのWGでの調査テーマに加え、前年度から継続して取り組んでいるドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル改訂（第1小委員会）およびPCTを巧く活用する方法冊子改訂（第2小委員会）を進めた。

(1) 第1小委員会の活動

本年度、第1小委員会は3つのテーマに分かれて活動した。

WG1：英国訴訟における均等論／経過参酌の動向調査 - Actavis判決とその後の動向 -（6名→5名）

欧州他国と比較し、英国裁判所では均等侵害が非常に認められがたく、技術的範囲が狭く解釈される傾向があると、実務者の間で考えられてきた。しかし、Actavis v Eli Lilly事件（2017）では、これまでの英国裁判所の均等侵害の判断基準を再構築し、また、出願審査経過の参照についても、参照しないという一般原則に対して、参照することが適切と考えられる基準を示した。そこで、Actavis最高裁判決（2017）により再構築された基準による近年の判決動向を調査し、英国裁判における権利解釈の指針となる情報を提供することを目的として活動を行い、Actavis最高裁判決以降、同判決での均等論判断基準（3項目）は下級審でも引用されていることを明らかにできた。さらに、均等侵害の類型やクレーム解釈における審査経過の重要性を含め、調査結果を論説で発表する予定。

WG2：EPO審査における1st OAとしての口頭審理召喚に関する研究（6名）

2017年11月1日発効の審査ガイドラインによれば、1st OAとして口頭審理の召喚状の発行を決定することができるようになった。本件に関する知見は少ないと考えられるため、今後の実務に役立つ情報を得るため、実態調査を行った。調査項目は、技術分野、出願人国籍、拒絶理由内訳、口頭審理の開催有無、口頭審理における代理人出席有無、口頭審理召喚後の補正状

況、口頭審理召喚後のインタビューの状況とした。本研究で得られた知見に基づき、1st OAとして口頭審理に召喚された場合にいかにして許可通知を得ることができるかを考察、提言し、論説にて発表する予定である。

WG3：欧州裁判例研究 - Unwired Planet v. Huawei控訴審とその後の裁判例を通じた知財戦略の提言 -（6名）

近年、各国でSEP特許に関する係争が増加しているが、特許管理団体により事業体もワンストップで特許ライセンスを受けられる一方、諸問題を抱えている現状があると推測される。欧州においては、欧州司法裁判所や各加盟国の先例それらの根拠となる法律、ブリュッセル規制、FRANDの成り立ち等関連情報も多く複雑で理解も容易でない。そのような状況下、2017年5月に出されたUnwired Planet v. Huawei事件の判決が業界の注目を浴びている。さらに、2018年10月、控訴審判決が出たことから、本WGでは、これらの判決およびそれ以降の裁判例の研究を通じ、メンバーのスキルアップを図るとともに、会員企業に資する提案を行うことを目的として活動を進めた。SEP特許に関する英国での4つの判決を通じ、①グローバルライセンスのみがFRANDになるのか、②外国特許を含むグローバルライセンスの管轄権について検討した。これらの検討を通して得られた知見をもとに、ライセンサーおよびライセンシーの立場に向けた外国出願戦略やライセンスの条件検討について提言を行い、論説として発表する予定。冊子改訂①：ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル改訂作業（3名）

国際第2委員会は「ドイツ特許権侵害訴訟実務マニュアル」という冊子を発行している。同冊子は2010年に発行されて以来、改訂されていない。この点について、最新の情報を反映した「使える」マニュアルの発行を目指して2017年度から活動してきた。今年度は、これまでの二年間の活動を冊子にまとめ、2020年3月に発行予定である。

今回の改訂で追加される事項は次の通りであ

る。①訴訟に関する統計情報として地裁ごとの侵害訴訟のデータの追加，②法改正に対応した記載内容の修正および追加，③消尽と標準必須特許(SEP)について新たに調査を行い，マニュアルに新規の項目として追加。特にSEPについては，地裁判決と上級裁判所の判決の違い（地裁判決の執行を上級審が拒絶する）について詳細に検討を行った。また，実用新案に関しても調査し，特許と実用新案の権利行使時の違いや，方法をクレームすることができるなど日本との違いを整理した。

(2) 第2小委員会の活動

本年度，第2小委員会は調査研究活動とPCTの冊子改訂に取り組んだ。

WG4：PCT出願における補充国際調査(SIS)の活用検討(9名)

PCT出願における補充国際調査は2009年1月から開始された制度であり，年間利用件数は100件程度と限定的であり，その利用実態と活用可能性について検討を行った。本研究では，国内段階での審査結果等への影響や，PCT協働調査との比較検討を行った。SISAとしてはEPOが選択されるケースが多く，国内段階への影響も少なからずあることが明らかになった。論説では，SISの活用方法について，特にSISAとしてEPOを選択することについての検討をまとめるとともに，将来のSISの在り方について提言を行う。

冊子改訂：PCTを巧く活用する方法 冊子改訂(3名)

国際第2委員会は「PCTを巧く活用する方法」という冊子を発行している。同冊子は2012年に発行されて以来，改訂されていない。冊子の内容を現行制度に合わせ利用価値を高めるために，現記載内容の更新(規則，リンク先など)，実務的視点に加え手続き視点の追加を行い，冊子の改訂を目的として調査を行った。

具体的には，優先権主張せずに直接PCT出願する(ダイレクトPCT)についてその目的と効果，ASEANなど新興国へ移行する場合の留意点，特許審査ハイウェイ(PPH)の活用など，

実務上役に立つPCTの利用方法についての記載の改訂を行った。また，PCT締約国や特許庁費用の情報の更新，出願ルートを選択におけるメリットデメリット，主要移行国や新興国への移行時の留意点，規則改正についての改訂も行った。

改訂版は2020年1月20日に発行され，本改訂に関する臨時研修を2月に実施した。

3.3 対外会合・意見発信等

当委員会では，担当範囲の知的財産制度改善に向け，担当範囲内の国や機関に対し意見発信を行った。具体的には，ジュネーブのWIPO本部で開催されるPCT作業部会第12回にオブザーバとして出席，特許庁・ユーザー双方にとってメリットのあるPCT制度の適切な発展という視点から議論に参加した。EPOとは，定期的会合であるPartnership for Quality Meetingを11月18日にJIPA東京事務所で行い，ルッツ副長官を代表とする代表団と，EPOの近年の取り組みについて意見交換を行った。また，ミュンヘンで開催されたEPOとユーザー団体との意見交換会である第4回SACEPOに委員を派遣し，EPOの審査品質に関する意見発信を行った。またJPOとは，5月に特許制度の将来ビジョンについて若手意見交換会を，1月にPCT-MITの準備会合を行った。

3.4 その他

(1) 外国特許ニュース

欧州およびPCTに関する最新ニュースをチェックし，月2報のペースで外国特許ニュースを執筆し，知財管理誌に投稿した。

(2) 論説投稿・部会発表

2018年度の調査結果として，①欧州特許制度における予備的請求に関する調査・研究，②英国知的財産企業裁判所(Intellectual Property Enterprise Court(IPEC))に関する検討，③欧州主要企業による第4次産業革命の特許出願に関する研究，④PCT第三者情報提供制度の活用に関する考察を知財管理誌に論説として投稿した。①については部会発表を2月に行った。

8. 国際第3委員会

1. 委員会の構成および運営

本年度の委員会活動は委員長、小委員長5名、及び委員39名の計45名で活動を行った。

2. 委員会の運営

3つの小委員会を編成し、毎月定例で正副委員長会、全体会議と小委員会活動を行った。各小委員会は担当の小委員長を小委員会リーダーとして、各テーマについて調査研究を行った。また、上記定例会議の他に適宜臨時の正副委員長会、小委員会、外部との意見交換会等を開催した。

3. 委員会の活動概要

3.1 本年度の活動方針

本年度は、中国に関するテーマを中心に調査・研究を行い、アジア戦略プロジェクトと連携してパブリックコメント提出等を行った。

3.2 各WGの活動

(1) 第1小委員会の活動：

テーマ1：日本企業の中国特許出願に対する審査意見通知の分析研究（9名）

特許審査の統計データは、権利化戦略の立案に有用と考えられるが、中国に関しては入手が難しい状況にある。そこで、本テーマでは、最近の拒絶理由通知に基づく各種統計データとその分析検討、ファーストオフィスアクション前の補正の現状とその効果の検討、及び2017年審査指南改正（コンピュータプログラムに関する内容）の審査への影響検討の結果提示を通じて、会員企業の中国における特許権利化戦略立案の一助とすることをその目的とした。結果を論説の形態でまとめ、2020年11月に知財管理誌に投稿予定である。

テーマ2：中国特許の審査における引用文献の分析（8名）

中国における特許出願数の増加により、中国特許の審査で引用文献となり得る膨大な数の中国語特許文献が存在し、その審査への影響が予想されるが、実態は明らかでない。特に、他国にファミリーを持たず中国においてのみ出願さ

れて、中国語で公開されるドメスティックな文献は、言語の問題等より日本人では対策を取り辛いことが懸念される。そこで、引用文献に着目した調査・分析を行い、中国特許出願数の増加が中国特許の審査に与える影響を考察して論説を作成した。2020年10月に知財管理誌へ投稿予定である。

(2) 第2小委員会の活動：

テーマ1：中国における専利権の権利行使の実態と留意点（11名）

2019年の中国の専利出願件数は約413万件であり、2018年に知的財産関係の民事一審の提起件数が28万件を超えた。本テーマの2009年調査時と比較しても9年間で出願件数が4倍以上、民事一審の提起件数が9倍以上に急増しており、今後も増加していくことが予想される。さらに2009年以降中国では、民事訴訟法が改正され、また専利権の権利行使に影響のある司法解釈の制定および改正が行われるなど、多くの法改正があった。そこで、本テーマでは、会員企業へのアンケートおよび現地代理人へのアンケートから、中国における専利権の状況の変化および近年の法改正の影響を調査し、実務上の課題及び留意点を論説にまとめた。2020年7月に知財管理誌へ投稿予定である。

テーマ2：中国で権利行使を受けた場合の備えに関する調査研究（8名）

中国における専利権の出願件数の増加に対応するように、中国での専利権関連訴訟数も増加しており、日本企業が中国において訴訟に巻き込まれるリスクが増大している。現在検討されている第4次専利法改正案において専利法でも最大5倍の懲罰的賠償の導入が検討されている。本稿では、中国における訴訟リスクへの備えとして、従来技術、先使用の抗弁に必要な証拠要件に関する裁判例の調査、分析を行うとともに、懲罰的賠償に対する備えについて会員アンケートを実施して論説を作成した。2020年6月に知財管理誌へ投稿予定である。

(3) 第3小委員会の活動：

テーマ：中国での実用新案権の活用戦略に関する

る調査研究（6名）

有効と言われている中国の実用新案権ではあるが、日本企業で十分に活用しきれている企業は少ないと思われる。本テーマでは、実用新案権登録上位の企業・大学等の実用新案権の維持率を分析し、権利活用を目的とした主として民間企業の知財戦略と、評価や実績のための件数アピールを目的とした主として大学・国有企業の実用新案権の知財戦略に2極化していることを見出した。権利活用目的に関しては、中国企業同士の知財訴訟での実用新案権の活用割合が高い分野もあるため、効率的な訴訟対策の知財戦略を提案する予定であり、2020年10月に知財管理誌へ投稿予定である。

3.3 その他

(1) 意見発信

中韓台の特許法関連法令改正に関し検討し、アジア戦略プロジェクト経由で以下の意見発信を行った。アジア戦略プロジェクトには委員を派遣した（1名）。

9. 国際第4委員会

1. 委員会の構成

本年度は、委員長1名、副委員長4名、および委員14名の計19名で構成した（前年度比4名増）。途中、委員1名の退任があったため、18名で終了した。

委員を3つのワーキンググループ（WG）に分け、それぞれにWGリーダーを指名し、各WGリーダーを中心に、活動テーマを選定の上、調査研究活動などを行った。

2. 委員会の運営

原則、毎月、全員が参加する全体委員会を開催した。全体委員会の前半は、全体会議として、委員間の情報共有などを行い、後半はWG単位に分かれて、調査研究テーマなどについて、議論を行った。

さらに、当委員会では、全体会議の中に“学びの時間”を設け、毎月、担当委員による各社知財活動の紹介、および議題に基づく意見交換を行い、日常の知財業務における課題解決や新

たな気づきの取得に努めた。

また、通常の全体委員会に加え、国際第1、第2、第3委員会との合同委員会（6月）を開催し、国際委員会全体での情報共有、および人材交流を行った。

3. 委員会の活動概要

(1) 本年度の活動方針

本年度は、ASEAN、インド、中東、オセアニア諸国という担当領域において、会員のみなさまが実務で使える“活きた情報”をお届けする、という方針の下、実務者目線で“実態にとことんこだわる”，をモットーとし、担当領域の中から、ASEAN、インド、トルコを取り上げ、特許権の権利取得および権利行使を行う際の知財実務上の留意点について、調査・研究を行った。

(2) 意見の提出

アジア戦略PJなどと連携し、相互の意見を織り交ぜながら、多角的な視点で担当領域におけるパブリックコメント募集への対応を行うとともに、本年度は、自ら課題を提起し、インドネシア知的財産総局長宛に要望書を提出した。

①インド商工省 産業・国内取引促進局長宛
「インド特許規則改正案(2019)に関する見解」
（6月）

②インドネシア知的財産総局長宛「インドネシア特許法第20条他に対する要望書」（2月）

(3) 外部との意見交換

本年度は、アジア戦略PJと連携の上、積極的に外部機関との意見交換を行い、調査研究を通じて得た各国の知財実務に関する課題の共有や解決に向けた取り組みの提案を通じ、課題解決ソリューションを意識した活動を行った。

①インド工業会（6月）

②JETRO 3極（バンコク、ニューデリー、シンガポール）（8月）

③JPO国際協力課（9月）

2019年度活動紹介、および連携の可能性を検討した。

④インド特許庁グプタ長官（9月）

⑤令和元年度 特許審査マネジメントコース各

国審査官（インド、トルコ、サウジアラビア、フィリピン、マレーシア、ベトナム）（9月）

⑥経産省－外務省－JPO（11月）

インドネシア特許法第20条を中心に、課題認識を共有し、連携の在り方、および今後の取組みを検討した。

⑦JPO国際協力課（11月）

WG活動を通じて得た、インドFER時の問題点・課題を共有し、FER改善に向けた取組み提言、および課題解決に向けたJPOへの協力要請を行った。

⑧JPO情報技術統括室（2月）

インド特許庁IT関連に関する課題の共有、および課題解決に向けた取組みの検討を行った。

⑨JPO審査基準室・品質管理室（3月）

インド審査実務、およびPPH運用における課題の共有、および課題解決に向けた取組みの検討を行った。

(4) 調査団派遣

トルコ調査団として、3名の委員を現地へ派遣し、トルコ特許庁やIP裁判所、現地代理人など、3都市15機関を訪問の上、有識者との意見交換を通じて、トルコにおける最新の知財動向や実務実態などを調査した（10月）。

(5) 各WGの調査・研究活動

【WG1】

○ASEAN-6における権利化阻止・対抗手段に関する調査研究〈論説〉（9名）

近年、ASEAN諸国では、法制度整備が遅れている国もあるが、知的財産保護に対する取り組みが年々強化されており、知財制度をめぐる状況が変化している。そんな中、ASEAN諸国における特許出願件数は、外国企業の出願を中心に、年々増加しており、将来的には、特許係争数が増え、日本企業にとって脅威となる恐れがある。そこで、ASEAN主要6ヶ国（ASEAN-6）において、知財実務者が、権利化を阻止したい他人の特許を見つけた場合（攻撃）、および自社の権利化が阻止された場合（防御）、両局面での有効手段について、調査・研究を行っ

た。また、知財実務者が、各有効手段を実践的に用いるための実務上の留意点を、攻撃者、防御者の観点から提言としてまとめた。本提言は、論説として知財管理誌に掲載予定である。

*ASEAN-6：TH, PH, IND, PH, MY, SG
【WG2】

○トルコ特許法の改正ポイントとその運用実態に関する調査・研究〈報告書・別冊〉（4名）

トルコは、通信系、電機系を中心に出願件数が増加しており、日系企業からの出願率も順調に伸長している。また、2018年4月から、日本との間でPPHの運用も始まり、ますます出願件数の増加が予想される。その一方で、2017年1月のトルコ特許法の大幅な改正があったものの、改正点、および運用実態は不明瞭なままであるほか、近年の政治不安を受け、知財訴訟の遅延が問題視されている。そこで、現地への調査団派遣も行いながら、トルコ特許法の改正点を中心に知財実務の運用実態を調査し、トルコにおける権利取得ならびに権利行使を行う際の留意点をまとめた。本内容は、2冊の別冊として発行予定である。

【WG3】

○インド特許出願の審査におけるヒアリング（聴聞）に関する調査・研究〈論説〉（5名）

インド審査において特有の制度であるヒアリングは、特許査定案件の半数以上で実施されていながら、審査官の裁量によるところが大きく、その運用実態は極めて不明瞭である。そこで、本年度は、インドにおけるヒアリングの運用実態を把握し、会員企業がより良い権利をインドで取得するためのヒアリングへの対応方法を提言としてまとめた。本提言は、論説として知財管理誌に掲載予定である。

(6) その他 JIPA活動への参画

・アジア戦略PJ 東南アジアWGへ委員を1名派遣し、アジア戦略PJとの連携強化、ならびに意見発信を行った。

10. 医薬・バイオテクノロジー委員会

1. 構成及び運営

2019年度の医薬バイオテクノロジー委員会は、委員長1名、委員長代理1名、副委員長5名、第1小委員9名、第2小委員10名、及び第3小委員5名（それぞれ委員長、委員長代理、副委員長を2重でカウント）の計24名で構成した。

正副委員長会議及び第1から第3小委員会までの各小委員会は原則毎月定期開催し、全体委員会は原則2月に1度の頻度で開催した。

2. 活動の概要

(1) 前年度の繰越

前年度の繰越として、下記論文を知財管理誌に投稿・掲載した。

- ①「ヘルスケア産業の未来像と次世代技術に関する知財研究」知財管理2019年12月号掲載。
- ②「CAR-T細胞療法の特許環境についての研究」知財管理2020年1月号掲載。
- ③第29回WIPO-SCP参加報告 知財管理2019年10月号掲載。

(2) 特許庁等との意見交換会

- ①特許庁国際政策課との第30回WIPO-SCPに関する意見交換会（6月11日）。
- ②特許庁国際政策課との第31回WIPO-SCPに関する意見交換会（11月25日）。

(3) 意見要望書等の提出等

- ①第30回および第31回WIPO-SCP（スイス、ジュネーブ）にてAccess to Medicineに関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とするstatementを発表。
- ②IP PACで米国101条に対する意見（国際第一委員会と共同）。
- ③知財推進計画に対する意見（他委員会と共同）。

(4) 外部団体との意見交換会

- ①日本弁理士会バイオ・ライフサイエンス委員会との意見交換会を開催。ライフサイエンス委員会から「食品用途発明に関する日

本特許庁における審査状況」、「特有有効成分・用途がメカニズムで特定されたクレームの日米欧三極における審査状況」及び「バイオシミラーのペタレントリンケージ」について、当委員会から「医薬・バイオテクノロジー分野における産学連携およびオープンイノベーションに関する知財研究」及び「医薬品ライフサイクルマネジメント特許の実効性についての研究」についてプレゼンテーションを行い、各テーマについて議論・意見交換を行った（11月8日）。

(5) 委員派遣等

- ①第30回WIPO-SCPへ寺内委員長をオブザーバー派遣（スイス、ジュネーブ：6月24～6月27日）。知財管理投稿予定。
- ②第31回WIPO-SCPへ寺内委員長をオブザーバー派遣（スイス、ジュネーブ：12月2～12月5日）。知財管理投稿予定。

(6) 東西部会発表

- ①「ヘルスケア産業の未来像と次世代技術に関する知財研究」について、12月度東西部会にて発表。

(7) 委員会活動

【第1小委員会】

「医薬・バイオテクノロジー分野における産学連携およびオープンイノベーションに関する知財研究」

医薬分野では、ビジネスモデルの転換により、産学連携をはじめとしたオープンイノベーションへの注目が非常に高まっているが、業界特有の要因（長期の開発期間、高額な開発費、薬事規制、低成功確率、製品をカバーする少ない特許、医者と企業の関係等）が多いという特殊性がある。このような観点から産学連携およびオープンイノベーションの課題等について調査研究を実施した。具体的には、オープンイノベーションへの取り組み事例や関係する裁判例の収集や大学の医薬系を担当する知財部門との意見交換を通じて、産学それぞれの認識の現状や課題点を抽出し、その情報に基づいて議論を行った。

本テーマは、2020年夏頃知財管理に投稿予定。

【第2小委員会】

「医薬品ライフサイクルマネジメント特許の実効性についての研究」

医薬品について、物質特許や主要な用途特許が満了し後発品が参入し得る状況下で、ライフサイクル特許と呼ばれるセカンダリー特許は、製品価値最大化に寄与しているのか、という切り口で低分子、抗体、再生医療等製品それぞれについて具体的事例を調査し、その実効性について検討した。

本テーマも2020年夏頃知財管理に投稿予定。

【第3小委員会】

「ライフサイエンス分野における的確な保護を求めるためのグローバルな意見提言発信」

第30回および第31回のWIPO-SCP（スイス、ジュネーブ）へ参加のため、特許庁と事前の打ち合わせを行い、Access to Medicineに関する日本製薬企業の取り組み事例を中心とする製薬協と連名でstatementを公表した。また、IP PACにて米国101条の医薬・バイテクノロジー産業界の意見発信並びに知財推進計画2020における業界意見の発信も行った。

「ライフサイエンス分野におけるビッグデータ利活用の現状と今後の展望－次世代医療基盤法施行後のデータ利活用等」

本年度は特に、日本のライフサイエンス分野におけるビッグデータ利活用の現状について調査研究を行った。調査の結果、日本では企業が自社で取得したデータを活用してAIによる解析等を行っている事例は見つけられたが、国民レベルの数で健常人の健診データや患者の診察・治療データといった大規模なデータ（ビッグデータ）を活用している事例は見つけられなかった。そのため、その原因を究明する形で議論を深め、さらなる調査を進めた。本テーマは次年度の知財管理に投稿するため引き続き調査研究を継続する予定。

11. ソフトウェア委員会

1. 構成及び運営

本年度の構成は、委員長1名、小委員長2名、副委員長2名、WGリーダー2名を含む計32名であった。2つの小委員会を設け、各小委員会にWGを設ける体制とし、活動を行った。全体会を4月と9月に行い、小委員会は8月を除き、毎月1回計9回開催した（新型コロナの影響により、2月、3月の開催は中止）。委員会内外での積極的な情報収集・意見交換を方針にして活動を行った。

2. 各小委員会の活動概要

2.1 第1小委員会

第1小委員会は、ソフトウェア特許に係る国内外の法制度を共通テーマとし、3つのWGを設け、以下の内容で活動を行った。

(1) 第1小委員会第1WG

テーマ：「ソフトウェア関連発明に関する特許制度・判例に関する調査・研究」

米国のソフトウェア関連発明の特許適格性を中心に、判例の調査・研究、及び、2019 Patent Eligibility Guidance (2019PEG) の事例の研究を行った。また、国際特許第1委員会取り纏めの下、USPTOに対してAI審査に関する意見を提出した。

①35 U.S.C.101 に関する最新判例の共有と蓄積、及び、判例（Chargepoint, Trading Technologies, Data Engine等）を調査・分析した。特に、特許適格性ありのクレームと特許適格性なしのクレームとを比較し、特許適格性ありと判断されるための勘所を分析した。

②2019PEGの事例について、「実用的アプリケーションに統合している」と判断されるための勘所、及び、判例との共通点を分析した。

③USPTO長官からの「Request for Comments on Patenting Artificial Intelligence Inventions」に対して意見を提出した（国際第1委員会取り纏め）。

(2) 第1小委員会第2WG

テーマ：「ソフトウェア関連発明に求められるべき新規性・進歩性について」

ソフトウェア関連発明に関する早期審査案件に焦点を当て、特許庁の審査の質について検討した。

- ①早期審査案件と通常審査案件における拒絶理由通知なく登録となる割合の比較、特許無効審判において新規性を理由に無効審決となる割合の比較、早期審査案件の特許を分割した特許出願に対して出された拒絶理由の妥当性、日本国特許庁を受理官庁とする国際出願に対する国際調査報告と日本国移行後に出された拒絶理由の妥当性等、さまざまな角度から検討を行った。
- ②特許第1委員会が主催する特許庁審査基準室・品質管理室との定期意見交換会において、検討状況の報告を行った。

(3) 第1小委員会第3WG

テーマ：「データが関連する発明の保護の現状に関する調査・研究」

「データ構造」や「AI関連技術」を中心に、データが関連するソフトウェア関連発明の現状の審査状況、特に発明該当性の判断に関する調査、分析を行った。

- ①「発明該当性及び産業上利用可能性に関する事例集」に基づいた発明該当性判断の分析作業を行った。
- ②データ関連発明の保護及びコンピュータソフトウェア関連発明の発明該当性に関する専門家へのヒアリング、意見交換会を実施し、課題の共有と議論を行った。
- ③特許庁制度審議室からの「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集」に対して意見を提出した(事務局取り纏め)。

2. 2 第2小委員会

第2小委員会は、ソフトウェア関連ビジネスの動向と、ソフトウェア技術の動向という、ビジネスと技術の観点から2つのWGを設け、それぞれ以下の内容で活動を行った。

(1) 第2小委員会第1WG

テーマ：「デジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）と知的財産」

近年その必要性が多々論じられている、DXに焦点を当てた調査・研究を行った。DXの一意的な定義は現時点で確立されていないことから、定義に拘泥せずに知的財産が関連する各社の事例を収集・分析することに注力した。

- ①商社、電力、教育、金融等、これまでソフトウェア特許としては着目されていなかった技術分野における事例を分析した。さらに、米国および中国の特徴的な事例についても分析した。
- ②上記各事例を踏まえ、DXにおける知的財産の活動類型を、競争型と協調型に大別して体系化した。
- ③論説「デジタル・トランスフォーメーション（以下、DX）と知的財産」を知財管理誌に投稿する予定（2020年6月）。

(2) 第2小委員会第2WG

テーマ：「協調と共創の領域におけるオープン化や標準化の動向に関する調査・研究」

近年のソフトウェア開発で日常的に利用されているオープンソースソフトウェア（以下、OSS）の動向に焦点を当てて活動した。

- ①OSSの正しい利用方法や利用上の向き合い方を理解するため、OSSの基礎知識およびOSS発展の歴史を調査した。
- ②OSS利用にあたり把握しておくべき近年のOSSに関する動向について調査した。
- ③製品・サービス開発の場面でのOSSに関する注意項目を場面ごとに調査した。
- ④上記を踏まえ、知財部門が今後留意すべき点を整理し、チェックリストを作成した。
- ⑤論説「近年の動向を踏まえたオープンソースソフトウェアの利用方法と注意点に関する調査・研究」を知財管理誌に投稿する予定（2020年5月）。

3. その他の活動状況

3. 1 委員派遣

- (1) AIPPIコンピュータソフトウェア特許研究会

2010年度から継続してAIPPIソフトウェア特許研究会に委員派遣をしている。研究会の課題は、欧米を中心としてソフトウェア関連発明に関する審査基準、判例等の研究が中心であり、課題毎に派遣委員を募集する形態としている。

2019年度は全9回が開催され、各会に2、3名の委員を派遣した。適宜、委員会内で各会の情報共有を行った。

(2) 令和元年度審査応用能力研修2

特許庁審査官向けの研修の「討論2」へ委員1名、小委員長の所属企業より1名の計2名を派遣した。企業側の参加者として特許庁審査官と討論を行った。

(3) JIPAシンポジウム

新型コロナの影響により中止となったが、JIPAシンポジウム実行委員会に委員1名を派遣した。また、各WG活動を紹介するポスターを作成した。

3. 2 意見書提出・外部連携

- (1) 特許庁の審査基準室、品質管理室との意見交換会（特許第1委員会主催）に参加した。
- (2) USPTO長官からの「Request for Comments on Patenting Artificial Intelligence Inventions」に対して意見を提出した（国際第1委員会取り纏め）。
- (3) 特許庁制度審議室からの「AI・IoT技術の時代にふさわしい特許制度の検討課題に対する提案募集」に対して意見を提出した（事務局取り纏め）。
- (4) 画像意匠の審査基準改訂に対する意見を提出した（意匠委員会取り纏め）。
- (5) WIPO「知財政策とAIに係るイシューペーパー（Issues Paper on Intellectual Property Policy and Artificial Intelligence）」に対する意見を提出した（事務局取り纏め）。
- (6) The OpenChain Project（The Linux Foundation傘下）のJapan Working Group全体会合でのパネルディスカッションに参加する予定（3月開催延期のため、4月予定）。

12. 著作権委員会

I. 委員会の構成および運営

本年度は委員長1名、副委員長5名、委員22名、合計28名の構成であった（前年度比2名減）。原則、毎月1回の定例委員会を実施（8月は休会、10月は山口開催、2月の名古屋開催はコロナ禍の影響で中止、3月はコロナ禍への対応のためJIPA会議室またはWeb会議での参加形態で実施）。定例委員会は、原則として、JIPA会議室で開催し、前半は委員会全体での活動、後半はテーマごとに、国内動向チーム（さらに、契約系サブチームと技術系サブチームに分かれて活動）、国際法制度チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの実質4チームを組織し、チーム別に活動を行った。10月の定例委員会は、山口大学吉田キャンパスにおいて、同大教授の小川明子氏から、著作権の追及権制度（著作者から著作物が販売された後、再度、あるいは再再転売される場合に、毎回、転売額の数パーセントが著作者に支払われる制度。欧州各国等で導入されており、2019年度文化庁審議会のテーマの一つ）について講演いただきディスカッションを行うとともに、キャンパス内の空き教室をお借りしてチーム活動を行った。

II. 委員会の活動

1. 全体活動 著作権政策・立法動向等の把握・分析等

著作権に関する政策・立法動向等を把握し、検討事項についての理解と問題意識を委員会で共有することを通じて、委員の専門性をさらに強化することを目的として、委員が輪番で関係会合（知的財産戦略本部、文化庁文化審議会著作権分科会各小委員会等の各政府審議会）の動向をフォローし、全体委員会にて発表、それに基づく意見交換を行った。

また、国内外の最新の著作権やコンテンツビジネスにかかわるトピックを各月の担当委員が詳細に解説し、意見交換を行うことで、委員会内での理解の深度化を図った。

2. チーム別活動

国内動向チーム（契約系サブチーム、技術系サブチーム）、国際法制度チーム、リーガルナレッジマネジメントチームの実質4チームを組織した。各委員には希望のチームに所属してもらい、年間を通じてチーム別活動を行った。

各チームの活動概要および活動成果は以下のとおりである。

(1) 国内動向チーム 契約系サブチーム

「著作物の契約に係る論点の調査・研究」をテーマに7名で活動した。

各委員から出された著作物利用契約によくある複数の論点、例えば、平成30年改正著作権法の「柔軟な権利制限規定」とソフトウェアのリバースエンジニアリングとの関係、著作権の共有、ライセンサー倒産時等のライセンサーの自衛手段、著作権譲渡契約等における第三者の権利を侵害していないことの表明保証などについて、どのような考え方があり得るのか、文献調査・研究を行うとともに、契約条項ひな形等の検討も行った。研究成果は論説にまとめ、2020年1月に初稿入稿済み。『知財管理』2020年6月号に掲載。

(2) 国内動向チーム 技術系サブチーム

「AI自律創出物と著作権」を研究テーマに6名で活動した。

年度の前半は、内閣府知的財産推進本部傘下委員会での検討結果（「新たな情報財検討委員会報告書」2017年3月）等を踏まえた課題の整理を行い、その後2班に分かれ、イギリス著作権法のComputer Generated Worksの制度概要の調査、AI創作物に関連する既存論文の調査を行った。年度の後半は、コンピュータ生成物の著作物性、権利主体、付与するとした場合の権利内容等について、チームメンバーが自身の意見・主張をまとめ、チームでの検討を行った。検討の結果は論説にまとめ、2020年3月に初稿入稿済み。『知財管理』2020年8月以降の号に掲載予定。

(3) 国際法制度チーム

「EUのDigital Single Market著作権指令についての考察」をテーマに6名で活動した。

2019年4月に欧州議会が採択したDigital Single Market著作権指令と、2016年9月に欧州委員会が公表した著作権改正法案の差分から検討過程を俯瞰し、特にJIPA会員企業に関わりが深いと考えられる、科学研究目的でのテキスト&データマイニング（3条、4条）、オンライン利用に関する報道出版物の保護（15条）、オンラインコンテンツ共有サービスプロバイダによる保護コンテンツの利用（17条）等について、本指令導入後の影響について考察した。考察の結果は論説にまとめ、2019年12月に初稿入稿済み。『知財管理』2020年5月号に掲載。

(4) リーガルナレッジマネジメントチーム

「企業の著作権関連教育、研修活動に資する調査研究」をテーマに8名で活動した。

①JIPA研修への講師派遣、研修テキストブラッシュアップ

A01入門コース「著作権制度」、臨時研修「ケーススタディで学ぶ著作権」にチームメンバーより講師を派遣した（A01 6月～9月 計5回、臨時研修9月 計2回）。また、近時の著作権法改正等も踏まえたテキストのブラッシュアップを行った。

②著作権教育で使える事例・判例等の情報収集・分析及び実務に役立つ資料集の作成

著作権担当者が従事する、各現場からの照会案件のうち、「解釈が定まっていない」、「権利者と利用者側の言い分が異なる」、「複数法領域にまたがる」等の理由で「回答に困る」事例を収集。50以上の案件から21事例を絞り込み、それらを創作性、条文解釈、工業製品、コンピュータプログラム、契約・規約の各分野に分類した上で、法的なチェックポイント、関連する判例、権利者側/利用者側等、いろいろな立場での実務上での対応や主張例等について整理し検討を行い、資料集としてとりまとめ、委員会で共有した。

3. 他委員会等との連携

(1) 次世代コンテンツ政策プロジェクトとの連携

平成30年改正著作権法「柔軟な権利制限規定」に関する文化庁説明資料について、発行前の段

階で文化庁著作権課より個別に説明を聞き質疑応答を行うとともに、JIPAからの要望等を伝える会を2019年8月にプロジェクトと共同で実施した。

(2) ソフトウェア委員会との連携

ソフトウェア委員会と連携し、拡大合同正副委員長会を2019年11月に開催した。

両委員会の現役正副委員長が、OBに対し、今年度の運営体制と全体概要等について共有を行うとともに、両委員会の担当理事であるリコーの石島氏から「リコーの知財戦略」について講演をいただいた。

13. マネジメント第1委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢33名で組織し、委員長を除いた32名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第2委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月に予定していたマネジメント第2委員会と合同の最終全体会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月中旬に延期し、1年間の研究成果の報告の場として開催予定である。

第1小委員会は、後藤田小委員長および岡小委員長補佐と9名の委員で「知財経営の見地から見た経営デザインシートの活用法の探求」をテーマとして調査・研究を行った。経営デザインシート(以下DS)の活用状況を調査した結果、必ずしもDSが十分に活用されているとは言えないこと、その原因としてDSは経営視点での活用が想定されているところ、経営と知財部門との距離が企業毎に多様に異なるため具体的活用場面が想定し難いとの課題認識に至った。本テーマでは、企業の知財活動に即した事例を増

やすことでDS活用を促し、より経営に近い知財活動のあり方を提言すべく1年間活動を行った。

第2小委員会は、藤井小委員長および佐藤小委員長補佐と9名の委員で「社内スタートアップに対応した知財活動のあり方」をテーマとして調査・研究を行った。企業の新規事業開拓手段として、社外のスタートアップ・ベンチャーへの支援や連携の強化とともに、社内にあるリソースを活用した社内スタートアップ(社内SU)も期待されているところである。本テーマでは、社内SUという手段を採るにあたっての企業の狙いや実情等を踏まえ、社内SUに対応した知財活動のあるべき姿を検討し提言することを目的に1年間活動を行った。

第3小委員会は、牛久保小委員長および山本小委員長補佐と8名の委員で「知財人材の複業に関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。政府主導で複業が推進されている中、各企業でも複業制度採用が積極化し、知財組織も現場で制度を運用していくことが求められることが想定される。このような場合に備え、会員企業として知財人材の複業によるメリットを大きく、デメリットを小さくするという観点から、複業前・複業可否判断時・複業開始後の注意点や運用法について提言することを目的に1年間活動を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「知財経営の見地から見た経営デザインシートの活用法の探求」

(2) テーマの背景

新たな価値を生み出す仕組みをデザインしていくことの重要性が高まる中、2018年5月に内閣府より知財戦略推進用ツールとして「経営デザインシート」が公表されている。本テーマでは、経営デザインに事業・知財がどう関わっていけるのかを考える契機とすべく、「経営デザインシート」の活用方法について検討・考察を行った。まずDSの活用実態調査を行って企業での活用状況と課題を抽出した。次にその課題

を解決するための施策について検討を行い、企業におけるDSの活用を促進し、さらには企業知財部門と事業・経営との距離を縮めるための提言を行った。

(3) 活動内容

4月～6月はDSが公開に至った背景やDSの活用事例の調査を行った。7月～9月はDSの活用がそれほど企業に浸透していないことを把握し、DSが浸透しない原因の一つは知財活動に対する理想像と実務とのギャップであるとの仮説を設定した。10月～1月は、アンケートや有識者へのヒアリングを通じて仮説が正しいことを検証しつつ、企業の知財活動を段階的に整理し、各段階で想定されるDSの具体的活用事例を検討することで、実務者に分かりやすい事例作りを進めた。その中、元々DSに込められたバックキャストでの思考法を企業内で活用する事例も検討した。2月～3月は上記検討に基づく提言内容をまとめて論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず小委員会内で、実務者としての目線で改めて関係資料を読み込み、実際に委員自らがDSを使用してみることで課題点の洗い出しを試みたところ、

- ①すべての項目を埋めるための労力が大きく、一般の知財部員では完成に苦慮する
- ②「知財」がカバーする想定範囲がいわゆる工業所有権の範囲を大きく超えている
- ③DSは経営あるいは事業提案に近い位置付けであり、知財部員が主導することに違和感がある

といった印象を抱くに至った。

そこで、会員企業にアンケートを取ったところ、DSの認知度が低いことに加えて、DSで想定されている事業部や経営への提言（いわゆるIPランドスケープに代表される活動）は一部の企業において積極的になされているものの、大半の企業知財部門、あるいは経営への提言が積極的な企業であっても大半の知財部員においては、出願や権利化活動、他社特許クリアランス、あるいは知財権の活用による事業貢献が主要な

活動であり、事業部門や経営との距離を遠く感じている実態が改めて明らかとなった。

これらの課題を解決すべく、有識者のヒアリング等を通じて議論を重ねたところ、DSはコミュニケーションツールであり必ずしも完成させる必要はなく、事業部門や経営との対話が重要であること。また、ありたい姿から逆算して考えるいわゆるバックキャストでの思考の2点がDSの要諦であることを再認識した。

当小委員会では、これらの特徴を踏まえた上で、企業活動においてDSを活用するための事例を知財部門の活動レベルごとに分かりやすい事例としてまとめた。また、本来DSにより実現したい「経営デザイン」に知財部が貢献するためにはどのような知財部であるべきか、またそのためにDSをどのように活用して事業部門や経営との距離を縮めることができるのかを提言としてまとめた。

2. 2 第2小委員会

(1) テーマ名 「社内スタートアップに対応した知財活動のあり方」

(2) テーマの背景

経済のグローバル化の拡大やデジタル化・AI化の進展が進む中、製品事業からサービス事業（モノからコト）への入れ替わりが加速している。そのような環境の下、各企業にとっては「新事業開拓」がますます重要なテーマとなっている。新事業開拓には、数々の選択肢がある。社外のスタートアップ・ベンチャーへの支援や連携の強化とともに、社内にあるリソースを活用した社内SUという手段は、企業内の人材・技術・リソース活用の点で期待される場所である。本テーマでは、社内SUを進める企業の狙いや実情等を踏まえ、社内SUに適した知財活動のあり方を提案することを目的とした。

(3) 活動内容

4月～7月はテーマと研究の方向性に対する意識合わせおよび公開情報の調査に基づく一次的な仮説構築を進めた。この結果を踏まえて8月～9月には有識者や社内SU実践企業とのヒ

アリング・意見交換を実施し、二次的な仮説を構築した。10月の中間全体会議における報告・議論と委員会内アンケートを経て、11月～2月にかけて、さらに先進的な取り組みを行っている企業とのヒアリング・意見交換を実施した。2月以降は新型コロナウイルスの感染拡大に配慮し、Web会議を導入しつつ最終的に社内SUに対応した知財活動のあり方につき、提言内容をまとめて論説の執筆を行った。

(4) 活動報告

まず、社内SUとは何か、何が特徴的であり、知財部門にとっては何が課題であるかを検討し、一次的な仮説を構築・検討し、二次的な仮説構築のための準備・考察を進めた。

中間全体会議時点での二次的な仮説としては、既存の従来事業と比較した社内SUにおける特徴的な点およびこれに対して知財部門が取り組むべき課題として、以下の点が挙げられた。

- ①既存組織とは人・モノ・金が独立して推進されるため、知財部門による実態把握に壁があること
- ②社内SUに知財部門が関与することによって、事業推進のスピードを阻害してしまわないこと
- ③一方、アーリーステージであり、かつ既存の従来事業とは異なるバリューチェーンをもつであろうことから、特許ありきではない包括的な知財活動(調査・商標・契約等)を行うべきこと
- ④イノベーションを生み出すためにはある程度の多産多死を伴うため、知財部門リソースの配分程度や当該事業中止の場合に残される権利・知見の有効活用も重要であろうこと

上記課題認識に対する確認・検証を段階的に経つつ、先進的な取組を行っている企業とのヒアリング・意見交換を精力的に11月～2月も繰り返し、結果的に年間で計10社以上と実施した。

その結果、上記課題①～④を克服できたとしても、いわゆる「死の谷」(開発段階と事業化段階との間の谷間)を越えることに依然として

別途の課題が存在するといった実態と、これに対して知財部門として取り組み得ることの可能性・重要性とともに、その具体的事例について認識するに至った。

以上の検討を経て、既存の従来事業との主たる相違点も踏まえつつ、知財部門として留意すべきこと／より貢献し得ることを整理し、4段階のレベル分けを行った上で知財活動として体系化し、「社内スタートアップに対応した知財活動のあり方」として提言としてまとめた。

2.3 第3小委員会

(1) テーマ名 「知財人材の複業に関する研究」

(2) テーマの背景

働き方改革の流れの中で、今後、「複業」が一般的になることが予想される。知財部門での複業はハードルが高いと考えられがちだが、業務の多様化に伴う人材確保の課題を解決するチャンスであるといった捉え方もできる。本テーマでは、人材獲得・流出防止・人材育成等の観点から肯定的・積極的に複業を捉え、知財人材マネジメントにおける活用方法を検討した。

(3) 活動内容

4月～6月は、関連文献の調査、本テーマに関する取り組み方針の設定、想定される課題の検討を行った。7月～8月は、抽出された想定課題に対する複業先進企業の取り組みと、複業制度運用上の課題の把握のためにヒアリングを実施した。9月～12月は、知財組織としての課題を具体的な想定事例を基に検討しつつ、知財人材の複業実績のある企業に追加でヒアリングした。また、これらヒアリング結果と検討結果に基づいて、知財人材の複業に対する知財部門としての備え・運用に対する提言を検討した。1月～3月にかけては各委員で担当を分担して論説の執筆を行い、提言内容を含め1年間の研究成果としてまとめた。

(4) 活動報告

複業を積極的に推進している先進的取組企業へのヒアリングを通して以下のような認識を得た。

①「人材育成」や「異文化導入」といった面

でのメリットが大きく、制度導入当初は抵抗感があっても、人や組織が変わっていくというメリットを実感しつつ、徐々に積極的になっていく

- ②「情報漏洩」、「利益相反」、「人材流出」等といったデメリットの多くは複業特有の問題ではなく、一般的な対応により回避できる

一方で、知財業務においては、発明の権利化等の業務において、「複業者の良識とは無関係に利益相反が生じ得る」という特有の課題がある。複業のメリットをあきらめることなく当該課題に対応すべく、知財組織としての複業に対する考え方の整理が必要であると判断した。

そこで、知財組織における複業可否の判断の考え方および現場の判断・運用の際の注意点を、「アウトバウンド（複業者が社外に出ていく）」、「インバウンド（複業者が社内に入ってくる）」、「社内複業（社員が複業を社内で行う）」の3類型に分けて検討した。その結果、知財人材の複業に関して、

- ①複業の可否判断は、主に利益相反の観点から、「事業の関連性」、「技術の関連性」、「業務の対外的影響度」の3軸で判断し、また環境変化への対応のため継続的にチェックすることが必要
- ②アウトバウンドにおいては、知財部門における社員の複業の意思を早めに察知して、望ましい複業先（社内も含め）への誘導が重要
- ③インバウンドにおいては、工数不足を補うだけでなく、既存社員による業務との相乗効果を生むような人材獲得の機会として活用すべき
- ④社内複業においては、「利益相反」、「情報漏洩」等の問題を生じることなく、社外複業と同様のメリットの多くを享受できるので、（社外）複業のオプションとして積極活用すべき

の4点を整理し提言としてまとめた。

14. マネジメント第2委員会

1. 委員会の構成と運営

マネジメント第1委員会は委員総勢34名で組織し、委員長を除いた33名で3つの小委員会を構成し、調査研究を行った。各小委員会は原則として1カ月に1回の小委員会を開催して各研究テーマの調査・研究を行い、1カ月に1回開催する正副委員長会議で、委員会活動の方向性の調整と確認を行った。10月には、マネジメント第1委員会と合同で中間の全体会合を開催し、各小委員会から研究テーマの検討状況を発表、パネル展示を実施し、マネジメント委員会全員で各テーマ活動内容の共有を行った。また、3月に予定していたマネジメント第1委員会と合同の最終全体会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月中旬に延期し、1年間の研究成果の報告の場として開催予定である。

第1小委員会は、前川小委員長および福井小委員長補佐と9名の委員で「シェアリング時代の知財制度・知財マネジメントに関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。2030年には少なくとも5兆円超の市場規模になると予想されており、次々と新しいサービスが生まれているシェアリングエコノミーにおいて、独占排他権である知財権がどのように活用されるか、あるいは障害となるか、よく分かっていないのが現状である。そのため、シェアリングエコノミーの現状を把握するとともに、知財の視点からシェアリングエコノミーで想定し得る課題を抽出し、社会制度面及び知財マネジメントの両面から課題解決に向けた提言を行うべく1年間活動を行った。

第2小委員会は、大谷小委員長および林小委員長補佐と8名の委員で「SDGs参画企業の知財マネジメント」に関して調査・研究を行った。昨年のSDGs関連テーマを更に深掘りし、企業知財とSDGsの活動の連携・推進をより一層図ることを目的に、当小委員会では、有識者ヒアリング、マネジメント委員会でのアンケート、体験ワークショップにより、企業のSDGsビジ

ネスにおける知財視点での課題や貢献ポイントを整理し、参画企業がどのような知財活動・知財マネジメントをすべきかについての検討を行った。

第3小委員会は、小笠原小委員長および沖小委員長補佐と10名の委員で「知財人材のスキルシフトと非知財人材連携による知財組織マネジメントに関する研究」をテーマとして調査・研究を行った。

近年、知財部門の業務の幅の広がりに伴う「新たな知財業務」に取り組むために、従来の知財人材に加え、様々な分野の知識・スキルを持った人材が必要とされている。当小委員会では、「新たな知財業務」として特に関心の高い知財戦略立案、IPランドスケープ、を検討対象に定め、①知財人材のスキルシフト、②非知財人材の活用に加え、③組織論などさらに上位の経営的視点も含めて、多角的な視点からこれら「新たな知財業務」に取り組むための知財マネジメントのあるべき姿を提言とするべく1年間活動を行った。

2. 各小委員会のテーマ概要と活動内容

2.1 第1小委員会

(1) テーマ名 「シェアリング時代の知財制度・知財マネジメントに関する研究」

(2) テーマの背景

「所有(モノ)から利用による体験(コト)へ」の価値観の変化、持続可能な世界実現(SDGs)等の社会の変化、さらには、公共サービスや地域共助など国や自治体の施策の変化を踏まえ、個人等の遊休資産(モノやスキル等)をインターネットのマッチング・プラットフォームを介して個人等で利用する『シェアリングエコノミー』が拡大している。この中で、独占排他権である知財権はシェアリングエコノミーにどのように活用されているのか、分かっていないのが現状である。本テーマでは、シェアリングエコノミーの現状を把握するとともに、知財の視点からシェアリングエコノミーで想定し得る課題を抽出し、課題解決に向けた提言を検討した。

(3) 活動内容

- ・ 4月～6月 シェアリング対象の5分類や市場規模、流通の仕組み、国内/海外(ISO)での定義、政府や関係団体の活動、プラットフォームビジネスとの関係等を調査
- ・ 7月～9月 シェアリングエコノミーの各プレーヤー(提供者、利用者、シェアリング事業者、従来ビジネス事業者)視点での知財課題を検討
- ・ 10月～11月 課題解決に有効と考えられる知財制度・政策と具体的な知財マネジメント手法を検討
- ・ 12月～2月 政府(内閣官房)・関係団体、シェアリング事業者、従来ビジネス事業者の3者にヒアリングを実施
- ・ 3月 提言まとめ、論説の執筆活動を実施

(4) 活動報告

シェアリングエコノミーにおいては、ブランド価値の毀損、訴訟リスク・模倣品流通の拡大、および従来ビジネス事業者の顧客減少といった課題が抽出され、これらの課題を解決するためには、①社会制度的な側面(シェアリングエコノミーの健全な発展を促すために整備すべき制度・政策)、②知財マネジメント的な側面(従来ビジネス事業者がシェアリング事業者と共存・共栄するためマネジメント)の2つの側面からのアプローチが必要である。

①社会制度的な側面

政府が発行するガイドラインや、シェアリングエコノミー協会が中心となって進めているシェアリング事業者の認証制度に“知財”の視点を加えることを提言し、ヒアリング先からも賛同を得られた。さらに、取引が個人間で行われることを鑑み、模倣品やブランド価値を毀損する行為の監視・摘発は、政府、シェアリング事業者、従来ビジネス事業者(各権利者)が協力してITおよびAIを活用した

「AI模倣品自動特定システム」を構築し、これらに係る民事紛争処理をオンラインでスムーズに解決するODR（裁判外紛争解決手続（Online Dispute Resolution））のしくみを検討すべきであると提言した。

②知財マネジメント的な側面

シェア（共同利用）という性格から知財権による独占を求める機運は大きくないことや、シェアリング事業者の多くがスタートアップ企業であり知的財産に関する意識は高いとは言えない。そこで、知財の創出活用を通じて、従来ビジネス事業者とシェアリング事業者との連携を促進させるとともに、データソリューション（データ利活用）を中心とした知財戦略を立案する。また、シェアリングにより利用者がブランド（製品）にタッチする機会を増大させる知財マネジメントが重要であると提言した。

2. 2 第2小委員会

(1) テーマ名 「SDGs 参画企業の知財マネジメントに関する研究」

(2) テーマの背景

昨年の研究に続いて、日本企業のSDGsに関する取り組みにおいて、その活動に対して知財部門が十分に関与できていない現状が見えてきた。そこで、社会的課題の解決と利益の両立を目指すSDGsビジネスにおける知財戦略について論考するとともに、企業としての活動モデル、戦術レベル、組織・人材育成のレベルでの具体的な知財権の活用方法を研究し、参画企業がどのような知財活動・知財マネジメントをすべきかについて提言を行う。

(3) 活動内容

- ・ 4月～8月 SDGsの各ゴールにおける事例の調査
SDGsワークショップ参加、課題の抽出
- ・ 9月～10月 課題の整理と仮説の設定、アンケートの実施
- ・ 10月～12月 ヒアリングを実施、アンケート結果の解析

仮説の検証のための調査

- ・ 1月～2月 ヒアリングを実施
仮説の検証と提言の明確化、研究成果骨子検討
- ・ 3月 提言まとめ、論説の執筆活動を実施

(4) 活動報告

企業のSDGs活動について調査を行ったところ、多くの企業においてSDGsへは積極的に取り組んでいるものの、その活動がCSR的であること、企業のSDGsへの取り組みには知財部門がほとんど関与できていないことがわかった。

そこで、日本企業においてSDGsビジネスが積極的に推進されるための知財活動での課題を明確にするために、カードゲームを使ったワークショップへの参加、有識者へのインタビュー、企業知財部員へのアンケート等を実施した。

その結果、①知財部門は、SDGsビジネスに積極的にかかわろうとすべきであること、②SDGsビジネスは共創を前提とし、その共創の形を「見える化」すること。それにより知財の活用シーンがより具体的に見えてくる可能性が高いこと、③ニーズ（社会的課題）とシーズ（解決する技術）を明確にし、それらを積極的に活用すべく各種推進の取り組みを充実すること、が重要であることを提言としてまとめた。また、SDGsビジネスの「見える化」のためのフレームワークとして、戦略カスケードを提案した。

2. 3 第3小委員会

(1) テーマ名 「知財人材のスキルシフトと非知財人材連携による知財組織マネジメントに関する研究」

(2) テーマの背景

近年の知財活動においては、ビジネスモデルの変化等により様々な部門との連携が求められ、業務の幅が広がるとともに、共創時代における他社との関係の変化等により、知的財産権の取得・活用面での深化も要請されている。このような「新たな知財業務」に取り組むために、知財部門には、古典的・伝統的な知財分野の知識・スキルを有する人材に加え、様々な分野に

おける知識・スキルを持った人材が必要とされている。本テーマでは、「新たな知財業務」として特に関心の高い知財戦略立案，IPランドスケープ，を検討対象に定め，①知財人材のスキルシフト，②非知財人材の活用に加え，③組織論などさらに上位の経営的視点も含めて，多角的な視点からこれら「新たな知財業務」に取り組むための知財マネジメントのあるべき姿，及びあるべき姿とするために実際に生じる問題点への対応策も含めて提言を行う。

(3) 活動内容

- ・ 4月～8月 先行文献研究，検討方針の決定，議論すべき点の整理
- ・ 9月～10月 ヒアリング先選定，アンケート内容の検討
- ・ 11月～12月 ヒアリング，アンケート実施
- ・ 1月～2月 結果の整理・解析，提言の明確化，研究成果骨子検討
- ・ 3月 提言まとめ，論説の執筆活動を実施

(4) 活動報告

検討対象とする「新たな知財業務」を知財戦略策定，IPランドスケープ（IPL）策定に絞り込んだ上で，①従来型知財業務を行っている現在の知財人材を前提に課題を明らかにし，打ち手を考える知財部長の視点のみならず，②会社全体を俯瞰した上で，かつ現在の組織を前提にしない経営者の視点からも検討することとした。次に，JIPAマネジメント委員会所属企業に対するアンケートによって課題把握を行った後，両業務にて先進的な取り組みを行っている企業を選んでヒアリングを実施。さらに，日本企業の発想，並びに現状に囚われず，新たな気づきを得るため，知財に関して高い評価を受けている先進外国企業にもヒアリングして，これらの企業はどのように人材，組織マネジメントに取り組んでいるかの視点を取り入れた。

検討の結果，知財戦略策定，IPL策定いずれの業務においても，今後強化すべき知財人材スキルは，従来型知財業務と対極的な，組織横断的行動力，解決策の整理・提案力，交渉力など

の広範なジェネリックスキルであると結論付けた。そして，従来知財人材のスキルシフトを実現するためには，求められる知財人材像を再定義した上で，目標設定，育成計画を見直し，会議体の設定，他部門との間でのローテーションによるOJT，さらには非知財部門（事業部，R&D部門など）から人材獲得して適材適所で人材活用を実施すべきということを提言した。さらに経営的視点からは先進外国企業の事例も踏まえ，意思決定権，情報入手の容易性など多面的に利害得失を考慮して，知財戦略策定やIPL策定を行う上での最適な組織設計を行うべきということを提言した。

15. 情報システム委員会

1. 委員会の構成

32名で構成し，委員長1名，副委員長10名，委員21名で活動を行った。

2. 委員会の運営

(1) 情報システム委員会活動

定例の全体会議は全10回開催し，理事会の連絡事項の伝達その他，小委員会やプロジェクトの進捗や成果物の情報共有を行い，委員相互の意見交換を図った。

また，正副委員長会を全10回開催した。原則として全体会議開催日の午前中に開催し，全体委員会，各小委員会，プロジェクト活動等の進め方を討議し，円滑に活動が進むように努めた。

(2) プロジェクト活動

定期開催する小委員会に加え，対外的な活動に臨機応変に対応するために，特許庁のデジタル・ガバメント中長期計画の動向調査，グローバルドシエについては，特許庁システムに関する調査・研究を行う第一小委員会から兼任で委員を配置した。

出願ソフトウェア連絡会への出席1回（2回開催予定であったが，2回目は新型コロナウイルスの影響で中止。特許庁から出願ソフトの変更内容についてメールで入手。）特許庁システムに関する特許庁との意見交換会1回，グローバルドシエ関連の意見交換会3回を行った。

尚、グローバルDシエについては、国際政策プロジェクトの活動に、委員長と副委員長2名で参加した。

(3) JIPA研修講師派遣

C9Eコース4回への講師派遣を行った。

(4) 成果物

ペーパーレスニュースの発行2回、論説投稿3本、及び部会発表2回を行った。

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

4つの小委員会を設置し、企業の知的財産活動を支えるため、企業内外の情報システムのあるべき姿に関する情報や提言を国内外の企業・特許庁・特許事務所に向けて発信するという共通ミッションを掲げ活動を行った。

(1) 第1小委員会

調査・研究のテーマは、「様々な公的機関のシステムより正しいデータを入手し、企業の管理システムへの取り込みや、その他従来の業務において活用する方法の調査・研究」とした。(6名、全11回開催。)

2013年度から継続的に、各国特許庁から得られる電子情報の活用に関して調査・研究を行い、論説の発行及び部会発表をすると共に、グローバルDシエタスクフォース(GDTF)会合や特許庁との意見交換会等を通じて、ユーザーの視点から意見・要望等を提言してきた。

2019年度は、ユーザーがグローバルな知財情報を電子データにてワンストップで入手可能な手段であるPATENTSCOPEに着目し、ユーザーの利用実状と課題の調査を行った。また、各国グローバルDシエサイトの最新状況調査も実施した。

グローバルDシエも踏まえたPATENTSCOPEの有益な活用方法をベストプラクティスとしてまとめると共に、ユーザーニーズと課題をWIPOと共有することで、PATENTSCOPEの機能向上を促す活動を行った。また、2017年度の活動において、特許庁、企業、情報提供ベンダの各システムがAPI連携し、重複・漏れの無いデータをタイムリーに利用可能な最適化され

た姿を知財システムの将来像として描いたが、2019年度はAPIのトライアルを実施し、どの様に情報を取得可能か、実際の使い勝手等の確認を行い、ユーザー側の課題の共有や機能改善の提案を特許庁へのフィードバックとして行った。

成果については部会発表及び論説として発行する。

(2) 第2小委員会

調査・研究テーマは、「企業内での知財情報の活用に関する調査・研究」として、IPランドスケープ業務を進める上での主要な分析の1つである「俯瞰図」を作成するツールを利用する際の留意事項を抽出し、企業がIPランドスケープを実践する際の参考となる情報を調査・研究した。(7名、11回開催。)

2017年度と同テーマの調査研究における「俯瞰図」を用いた分析事例では、具体的な事例の選定をツールベンダーに一任していたので、事例がツールごとに異なり、ツール間でどのような相違点があるのかの比較・分析を行えなかったことが課題として残っていた。

このような背景を踏まえ、本調査・研究では、IPランドスケープ業務を進める上での主要な分析の1つである「俯瞰図」を作成することが可能なツールに対し、実例から得られる特許群(母集団)を使用して、複数の異なるツールに対して同一の母集団を投入した時に得られる結果を比較・分析した。また、その分析結果を実例から分かっている答えと照らし合わせ、分析結果の正しさを確認した。

これにより、複数のツール間で生じる相違点を抽出し、その相違点が生じる原因を明らかにした。さらに、その原因を解消させた場合に、どのような結果が得られるのかを検証した。

以上のように、企業がIPランドスケープを実践する際の参考となる情報を提供することを目的として活動を行った。

成果については部会発表を行う。

(3) 第3小委員会

調査・研究のテーマは、「最新の知財管理システムの提供環境や機能、企業における利用実

態や課題、また、その解決手段等」とし、JIPA会員企業が知財管理システムを選定・導入する際に参考となる情報を別冊資料の形式で発信することを目標成果物として編集中。(11名、全12回開催。うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためweb会議にて実施)。

過去、情報システム委員会では、知的財産情報システムの導入から運用プロセスまでの全体的な留意点、業務管理系ワークフロー導入時の留意点について調査研究し、これら成果物を論説として2006年に発表しているが、調査研究から15年以上経過し、その間に企業における働き方の多様化、知財活動の在り方は変わり、またIT環境も大きく進化している。

これらを踏まえ、過去論説をレビューし、改訂必要ポイントを抽出、論説発行以降の状況変化への対応、用語の最適化・定義の明瞭化、説明・情報の拡充、その他委員からの意見・経験に基づく留意点の追加を実施。

来年度も引き続き調査・研究を実施し、今年度成果と来年度成果とを取り纏め、2020年代の「知財業務」「IT環境」「働き方」を踏まえた、知財管理システム導入・更新における留意点として、2021年4月を目安に別冊資料の形で投稿し発行する。

(4) 第4小委員会

調査・研究のテーマは、「知財業務の効率化に関する調査・研究」とし、具体的には、RPAを活用した知財業務の効率化について、調査研究を行った(7名、12回開催。うち1回は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のためweb会議にて実施)。

RPA(Robotic Process Automation)は、コンピュータ画面を操作して行う単純繰り返し定型作業を自動化するシステムである。特にオフィス業務の働き方改革に寄与するシステムとして、2017年ごろから国内でも急速に普及し始めた。

当委員会でもRPAに着目して2018年度より調査を開始したが、本格導入している企業は数少なかった。そこで2019年度も調査を継続し、先進的な導入企業の事例ヒアリング等を通じ

て、JIPA会員企業に対し理想的な導入プロセス例を提案する事を目指した。

委員企業へのアンケートを通じて先進的導入企業を抽出し、ヒアリングを行った。その結果、全社的なRPA導入推進体制が整っているラージスタートのほうがスムーズに導入が進むことがわかった。一方、知財管理システムベンダや知財業務アウトソーシング会社などへのヒアリングの結果、一部ベンダ等で知財業務に特化したRPA導入支援サービスを行っていることがわかった。知財部独自で導入を進める(=スモールスタート)ケースでこうした企業を活用することが出来る。

成果については部会発表及び論説として発行する。

3.2 プロジェクト活動

(1) デジタル・ガバメント中長期計画等への対応

特許庁主催のパソコン出願ソフトウェア連絡会において電子出願ソフトへの機能改善内容を聴取し、「ペーパーレスニュース」を全2回発行した。

また、「デジタル・ガバメント中長期計画」の活動として、特許庁システムのAPI解放等について特許庁との意見交換を行った。

(2) グローバルドシエへの対応

五大特許庁では、グローバルドシエにおいて優先開発五項目に対する取り組みを推進しており、五大特許庁と各庁のユーザー団体及びWIPOの参加によるグローバルドシエタスクフォース(GDTF)会合において開発の進捗確認等が行われている。

本年度は、GDTF会合がUSPTOで開催され国際政策プロジェクトメンバとして副委員長が出席予定だったが、新型コロナウイルスの影響で延期となった。

データ不具合、CCDや各庁サイト経過情報へのリンク改善などについて第一小委員会での調査内容を発表し、さらなるサービス向上への期待について述べる予定となっている。

16. 情報検索委員会

1. 委員会の構成

2019年度の委員会は委員長1名、委員長代理1名、副委員長26名、委員27名の計55名（4/1現在）で組織し、正副委員長会および委員会を毎月開催した。委員会は、4つの小委員会とし、各小委員会は、2つのワーキンググループで構成した。なお、副委員長の負荷軽減が課題となっていたため、継続委員全員を副委員長とし、ワーキンググループのリーダーを交代制とするなどの工夫を行った。

2. 委員会の運営

正副委員長会（月1回開催）で委員会の方針決定、重要事項の審議を行い、各小委員長を通じて委員会の活動方針、その他の情報共有を図った。

4月に全体会議を開催し、JIPAおよび委員会の方針、委員の心得について周知した。8月には中間報告会を開催し、ポスターセッション方式にて、小委員会の枠を越えた委員同士の議論による研究内容のレベルアップや方向修正の場を設けた。成果報告会は2月に開催し、1年間の研究成果について活発な質疑応答を行った。

対外活動に関しては今年度も積極的に意見交換および要望提言を行った。具体的には10月にベルギー・モルツェルで開催されたPDG会合において、IoT関連技術の特許分類と分類付与対象技術について意見交換を行った。

その他、国内活動としてはJPO他各関係機関との意見交換、会員企業8社へのヒアリングを実施した。

3. 各小委員会の活動概要

【第1小委員会】

第1ワーキンググループ

「知的財産のオープン化に関わるオープンプラットフォームの研究」

近年、知的財産のオープン化に関わるオープンプラットフォームの活用を通じて、自社のオープンイノベーションの取り組みを促進させる動

きが活発となっている。一方、各プラットフォームの特徴や流通されている技術情報等、比較可能な形で調査されている研究がなかった。そこで、同様のプラットフォームの実態調査を広く行うと共に、当結果を参考として、オープン化されたシーズとニーズのマッチングが成立するために必要な事項「特許分析を用いた仲介機能」に着目しケーススタディを行った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

第2ワーキンググループ

「標準必須特許（SEP）の調査・分析に関する研究」

近年、標準必須特許（SEP）を巡る紛争が国際的に発生しており、各国の特許庁／機関等でライセンス交渉に対する指針を含めた様々な研究が行われているが、SEP調査方法に関する報告は少ない。そこで、SEP調査方法を体系的に整理し、調査結果の活用方法に関する研究を行った。具体的には、標準化機関等が公開しているSEPのみならず、ツール等を用いた非公開SEPの調査方法について検証を行った。また、調査結果からSEPリスクの算出や代理人に着目した将来のSEP候補を推測する活用方法について研究を行った。研究成果は東西部会で発表予定である。

【第2小委員会】

第1ワーキンググループ

「AI等を活用した特許調査に関する研究」

近年、AI等を搭載した特許調査ツールが注目されている。そこで、会員企業各社がこれらのツールの導入を検討する際に参考となる情報を提供すべく、無効資料調査や技術動向調査を想定し、各種ツールの類似特許検索機能や分類付与機能について精度面及び効率面での実力把握を行うとともに、その活用法や留意点を検討した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

第2ワーキンググループ

「AIを用いた業務効率化に関する研究」

特許調査業務において、ノイズを自動で除去するAIツールが多数登場している。ノイズ除去ツールの実力の把握とともに、ノイズ除去精

度を向上させるための手法について検証し、AIツール活用による調査業務効率化の可能性を探った。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

【第3小委員会】

「IPランドスケープに関する研究」

上期は、昨年度IPランドスケープに関する研究を行ったワーキンググループとの意見交換結果を踏まえて、研究課題や研究目的の共有化を行った。下期からは、2つのワーキンググループに分かれて、それぞれ仮想事例を選定したうえで、IPランドスケープを実践した。実践過程において見えてきた様々な課題に対する知見を得るため、実績のあるコンサルティング会社との意見交換を実施し、外部リソースを活用する上での留意点についても整理した。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

第1ワーキンググループ

「新事業創出に関するIPランドスケープ」

“事業部門から新事業創出のIPランドスケープの依頼があった”というケーススタディを通して、事業部門の関心を引き付け、かつ質の高いIPランドスケープの進め方について検討した。

第2ワーキンググループ

「M&Aに向けたIPランドスケープ策定」

“国内外の先端技術・アイデアをM&Aで獲得する”というケーススタディを通して、IPランドスケープ策定項目の整理、M&A評価項目の検討、実践する上での課題抽出などを行った。

【第4小委員会】

第1ワーキンググループ

「知財情報人材に求められる役割とスキルに関する研究」

近年、企業の知財部門では、知財情報等を分析し戦略的な提言を行う、いわゆる提案型業務が重視されてきている。そこで、現在の提案型業務を担う人材を従来の請負型業務を担う人材（調査担当など）と区別するために「知財情報人材」と称した上で、今後知財情報人材はどうあるべきかについて検討した。具体的には、知

財部門から積極的に情報を発信することによって経営に貢献している企業8社へのヒアリングを行い、各社の取り組みやそれを担う人材に対する考え方をもとに知財情報人材の役割とスキルを整理した。これら成果は知財管理誌に投稿予定である。

第2ワーキンググループ

「IoT関連技術の新特許分類G16Yに関する研究」

昨年8月に、IoT（Internet of Things）関連技術についてIPCサブクラスG16Yが2020年1月から発行されることが発表になった。当該技術のIPC化は特許情報の活用者にとって以前から期待されており、情報検索委員会でも昨年度からIoT関連技術の特許分類ZITの研究を実施しており、日本特許庁や各国特許庁と意見交換・IPC化に向けての提言を行ってきた。本研究ではそれらを踏まえ、情報検索に於いて重要なG16Yの定義、分類構造、過去遡及対応について研究を行った。G16Yの付与実績はまだないため机上の検討になるが現時点での課題と解決案についても報告・提案するものである。研究成果は知財管理誌に投稿予定である。

17. ライセンス第1委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名を含む）、委員28名の35名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月・7月・10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月・6月・7月・9月・11月・12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

ライセンス第1・第2合同委員会については、第2委員会の報告に記載。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（川島小委員長、廣幸小委員長補佐）

テーマ：「最新のオープンイノベーション（AI、データ利活用、ベンチャー等）における契約事例に関する調査研究」

本小委員会は、実在の契約事例をベースに、契約担当者が契約案の作成・交渉を仮想体験できるケース集をまとめる。AI、データ利活用、ベンチャー、産学連携など多分野のテーマを網羅し、解説も加え、1つで最近の論点を網羅することを目指す。

契約事例は以下の4ケースを対象とした。

- ①AI学習済みモデルの取り扱い
- ②IoT技術、データ活用のためのセンサデータの取り扱い
- ③産学連携、大学発ベンチャーとの協業成果の取り扱い
- ④プラットフォーム型データ取引契約

事例説明の中で、AIやデータ利活用では複数の成果物が生まれることから、それらの種類（帰属）、利用条件について網羅的に整理できる知財取扱フレームワークを提案した。

また、論点として、データ利活用やAIの用語解説や、契約担当者が知っておくべき最新動向についても補足資料として整理した。

これらの成果は、2020年度に資料集として発行予定である。

2) 第2小委員会（岩間小委員長、堀口小委員長補佐）

テーマ：「海外グループ会社との技術関連契約に関する調査研究」

本小委員会は、海外グループ会社と締結する技術関連契約について調査研究し、各企業が抱える問題点への課題解決に役立つ情報を提供することを狙いとした。

具体的な検討内容としては、海外グループ会社との契約締結に際しての各社の課題・問題点把握を行い、それらに基づいて、重要論点として、①子会社知財の管理・帰属、②税務対応、③各国法規・規制、に分けて調査・検討整理を行った他、外部弁護士・弁理士へのヒアリングやライセンス第1及び第2委員会参加各企業へのアンケート及び個別ヒアリングを行った。

本年度の活動の成果として、最終成果物の構成を意識した課題の整理と該重要論点の具体的な内容を調査・検討した。具体的には、①については、管理・帰属タイプ別（親集中型、子分散型など）によるメリット・デメリット、子会社の資本比率による差異等、②では、移転価格税制を意識したライセンス料対価や製造委託時の対価の設定等、③については、契約の登録・審査、契約内容に関する制約、職務発明制度などについて調査した。また、別の観点として、子会社の有する機能（製造、開発、販売）を軸とした整理も行い、上記重要論点と子会社機能との関係をマトリックス上で整理することができた。最終的には以上で得られた調査・研究結果を自社で活用することによって、各社の事業に即した契約検討の一助として役立てることに資すると期待している。

本小委員会は、これらの調査・研究結果に基づいて、2020年度も継続して2年目としての活動を行い成果物の執筆に繋げていく予定である。3) 第3小委員会（久保田小委員長、茂手木小委員長補佐）

テーマ：「研究開発委託契約等における知財条項に関する調査研究（中長期テーマ1年目）」

本小委員会は、契約締結までに時間を要することの多い委託契約の知財条項について、契約当事者のスタンスとその背景、問題になりやすい事項とその打開策、および実際に契約を作成する際に参照できる条項例を資料集としてまとめ、契約交渉を効率的に進める一助となすことを狙いとした。

具体的な検討内容としては、各委員の知見・問題意識を共有するとともに、2回にわたる合同委員会において他小委員会所属委員からのヒアリング結果を参考としつつ、資料集の構成や取り上げる条項、取引形態に応じて種々想定される条項例のバリエーションを定めた。

本年度の活動の成果としては、まず資料集全体の構成を検討し、第1部と第2部とからなる2部構成にすること、およびその記載内容について決定した。第1部では委託契約に関する法

的背景、締結までの流れ、及び関連法規（民法、独禁法、下請法）の解説を行う。第2部では、取り上げる知財条項に関する解説、ケーススタディとして委託契約の種類や契約当事者によるバリエーション毎の条文例、最後に契約書のサンプルを含む構成とした。この3月時点では、第1部はほぼ完成し、第2部は知財条項に関する解説が完成に近づきつつある。

本小委員会は、今年度の調査・研究結果に基づいて、2020年度も継続して2年目としての活動を行い成果物の執筆に繋げていく予定である。

成果物となる本資料集を自社で活用することによって、契約当事者間で知財条項に関する意見の相違がある場合においても、相手方の立場を理解した上での交渉を経て、効率的な契約内容の合意に資すると期待している。

5. その他の活動（全て第2委員会と合同で実施）

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会（1月）、特許庁審査官向けライセンシング研修（2月）への講師派遣、日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月）、大阪地方裁判所、知的財産高等裁判所との意見交換会（2月）を実施した。

18. ライセンス第2委員会

1. 委員会の構成

委員長1名、副委員長6名（委員長代理1名含む）、委員26名の33名の構成で、3つの小委員会を編成して調査研究活動を行った。

2. 委員会の運営

ライセンス第1・第2合同委員会を4回（4月、7月、10月及び3月）実施し、各小委員会は、原則月1回の活動を行った。正副委員長会は、ライセンス第1・第2の合同で、計7回（4月、6月、7月、9月、11月、12月及び3月）実施した。

3. ライセンス第1・第2合同委員会

4月の合同委員会では、今年度最初の合同委員会ということもあり、各委員の自己紹介、ライセンス第1・第2委員会全体及び各小委員会

の活動方針の説明、その後、各小委員会に分かれて、4月度各小委員会を開催した。7月の合同委員会では、各委員が所属していない小委員会のテーマについて、10月の合同委員会でのパネルディスカッションの下準備という位置付けで、グループディスカッションを行った。10月の合同委員会では、各委員が、7月の合同委員会で準備・検討した各小委員会テーマについて、パネルディスカッションを行い、各小委員会では気づかなかったポイントについても再認識することができた。

また、今年度最終の委員会活動となる3月の合同委員会では、ライセンス第1第2委員会全体及び各小委員会から今年度の活動報告を行い、年間の活動の総括を行った。

4. 小委員会活動

1) 第1小委員会（今井小委員長、永田小委員長補佐）

テーマ：「特許譲渡・ライセンス等によるマネタイズに関する調査研究」

一般に、既存事業を強化する、あるいは新規事業に参入するといったとき、競争力の源泉として技術力強化（研究開発）を行い、特許権等を取得して第三者の参入障壁を築くことを考える。しかし、新規事業（市場）が思うように立ち上がらない、過当競争により事業としての「旨味」がなくなっている、ゲームチェンジャーの出現により市場が存続できないといった状況になった場合、当該事業からの撤退、という経営判断がなされる。そのようなとき、それまでに取得した特許権等の権利を維持することは無駄となるため、従前は権利を放棄することが知財部門の役割であった。一方、ここで、少しでも研究開発投資を回収する活動ができれば、知財部門のプレゼンスも向上すると考えられる。

そこで本小委員会では、知財部門ならではの発想で投資回収につながる活動を提言する際の一助となるよう、様々な取り組み事例をベースに投資回収／収益化手法の調査研究を行った。

調査過程において、投資回収／収益化手法としては、(1) 特許権等そのものをあたかも「商

材」のように扱い直接売買に供する「直接貢献手法」、(2)十分な売買収益／ライセンス料収入は期待できないものの何らかの波及効果(企業プレゼンス向上、新規用途への水平展開など)を期待した「間接貢献手法」、(3)「間接貢献手法」の亜種ともいえる特許権等の無償開放を含む「その他特異な手法」の三類型に分類できることを見出した。また、事業撤退という経営判断が下された時の周囲の状況(市場規模、競合他社の存在等)により、これら3つの類型のうち、どの手法が効果的であるかを評価・検討することができた。

なお、具体例の収集に際しては、会員企業を始め、各方面の方々より情報提供を頂いた。

本小委員会の活動の成果は、論説としてまとめ、2020年度の知財管理誌に掲載する予定である。

2) 第2小委員会(五嶋小委員長、深江小委員長補佐)

テーマ:「リーガルテック(AI等)を用いたスマートな契約作成・審査支援に関する調査研究」

AIやビッグデータ等IT技術の急速な進展により、事業環境や産業構造は大きな変化を遂げており、知財分野にもその波は迫っている。殊に法務分野における新技術の導入の動きは「リーガルテック」と呼ばれ、契約書のドラフティングや締結手続きにおける自動化や効率化、訴訟対応の省力化等様々な場面で、新たなサービスが続々と登場している。

一方、リーガルテックは黎明期にあり実務での活用方法や留意点に関し体系的な情報整理がなされないまま溢れ、導入のメリットやリスクが判然としないこと等から、実際の導入企業は関心度に比して多くない状況にある。

そこで、本小委員会では、リーガルテックに関する情報収集し、それが知財契約実務にどのような影響を与えるか、どのような観点で活用すればよいか等について調査研究を進め、リーガルテックとの「上手な付き合い方」について考察した。当該活動の成果は、論説としてまと

め、2020年度の知財管理誌に掲載する予定である。

3) 第3小委員会(中井小委員長、根本小委員長補佐)

テーマ:「産学連携に関する調査研究」

昨年度は、国内産学連携においてはさくらツール、海外産学連携においてはドイツでの産学連携ガイドライン、イギリスでのランバートキットに焦点を当て調査を行った。

今年度は、大学をオープンイノベーション拠点と見なし、産学共同研究開発に焦点を絞り、多くの国内大学や関係企業、さらには米国西海岸の大学や研究機関を訪問し、直接関係者の意見交換を行った。

国内の大学では資金不足に悩みながらも、その地域、規模に応じて様々な試みや模索を行っており、要望としては、企業からの研究費増額、大規模な大学では特許権の大学の単独保有等が挙げられた。

米国の大学では単独で多くの基礎特許を保有しライセンス収入も多い。大学発スタートアップも多く、教員自身も起業している。産学連携をビジネスの一環と大学自身も捉えている。また、日本企業との連携希望も多かった。

日米で共通して大学から要請されたのは、企業の本気度の必要性である。その尺度としては研究開発費、コミュニケーション等が挙げられ、特に、密なコミュニケーションによる相互理解の深化、良好な長期関係性の構築が求められた。

本小委員会では、知財部員が契約条項を審査するのみならず、大学状況の把握、社内への周知化、将来に亘る産学関係性構築の礎の形成を意識して連携に取り組むことの必要性や、共同研究開発契約においては、知財の帰属に対する柔軟な対応、学生等への秘密保持条項留意等を論説としてまとめ、2020年度の知財管理誌に掲載する予定である。

5. その他の活動(全て第1委員会と合同で実施)

その他の活動として、大阪弁護士会との意見交換会(2月)、特許庁審査官向けライセンシ

ング研修（2月）への講師派遣，日本知的財産仲裁センターとの意見交換会（2月），東京地方裁判所，知的財産高等裁判所との意見交換会（2月）を実施した。

19. 意匠委員会

1. 委員会の構成

2019年度の意匠委員会は，委員長1名，副委員長9名，委員19名の計29名（期中2名退任）で活動した。活動にあたっては，第1小委員会14名，第2小委員会13名の2つの小委員会編成で，調査研究を行った。

2. 委員会の運営

意匠の専門的な研究を実施するとともに，JIPA内の横断的な活動やJIPA外の活動に対しても，JIPA会員企業代表として，積極的に参加・発言することをモットーとする委員会運営を実施している。

定例会議は2019年4月より毎月1回の計10回開催した。委員会開催日の午前中およびランチミーティングとして，正副委員長会議（計10名構成）を開催し，委員会の運営についての協議・確認を行うとともに，各小委員会の活動状況の報告を受け，横の連携を取り，円滑な組織運営を図った。各定例会議は，全体会議と小委員会を構成しており，小委員会では担当するテーマについて研究活動を実施し，全体会議では，当日の各小委員会活動の内容及び，委員会外活動報告，意匠制度全般の各種情報の共有を図り，適宜議論した。

本年度の意匠委員会においては，2020年4月に日本改正意匠法が施行されるのに伴い意匠審査基準の改訂が行われるため，産業界にとって適切な権利の獲得，行使ができるような意匠法制度および運用となるよう諸外国の登録事例等を含む調査研究を進め，計11回に及ぶ特許庁との意見交換会や産構審意匠制度小委員会意匠審査基準WG，パブリックコメントに関する意見書を通じて，意匠審査基準に対する意見を発信・主張し一定の成果を挙げた。

また，アジア戦略PJと連携し，外国の意匠制

度についての要望・意見提出を行うとともに，意匠5庁会合（ID5）やWIPOハーグ作業部会への参加を通じて，産業界・会員企業にとって適切な意匠法制度となるよう各国の特許庁への意見提案・情報発信を行った。次年度も引き続き海外意匠制度の調査と各国諸官庁への意見発信を行う。

また，JIPA外の活動の一環として，弁理士会意匠委員会やデザイン保護に関わる業界団体との横断的な意見交換を通じて，有益な情報の収集に努めるとともに，特許庁審査実務者研究会や特許庁審査応用力研修，AIPPI調査研究に委員を派遣し，特許庁の意匠に関する施策や取組みに貢献した。

尚，各小委員会にて進めた調査研究のアウトプットとなる研修の実施を期末に予定していたが，残念ながら来期に延期としている

3. 活動概要

3.1 小委員会活動

本年度の小委員会活動は，意匠法改正により拡充される意匠登録対象の中でユーザーに影響をもたらす部分を小委員会で分担し，調査・研究を行った。

【アウトプット】

J57臨時研修「意匠審査基準改訂の解説」実施及び配布テキスト作成

(1) 第1小委員会

【調査・研究テーマ】

「画像デザイン・空間デザインの保護についての研究」

【活動内容】

改正意匠法における画像デザイン・空間デザインの保護について，実務上の留意点を明確にし，守り・攻めの立場からの調査研究を行うこととした。

画像デザインの保護については，改正前の保護態様（あくまでも物品の部分（構成要素）としての保護）に加えて「（物品とは離れた）画像そのものの保護」が可能となったことに伴う問題として，画像意匠の類否判断手法（用途機能・形態の両面で判断），用途機能がどの程度

近似していれば用途機能類似とされるか、等について活発な議論を行った。

空間デザインの保護については、従来は意匠権の保護対象外であった建築物および内装の意匠が新たに保護対象となったことから、これに伴う問題として意匠法の保護対象となる「建築物」の定義（建築基準法における建築物との関係、土地の定着物であるか否かの境界、人工構造物であるか否かの境界等）、一出願が認められる範囲、類否判断手法（人の居住の有無と用途機能の関係、判断主体、観察手法等）等について活発な議論を行った。

また、臨時研修「意匠審査基準改訂の解説」で配布予定のテキストでは、ユーザーの出願実務に使える情報の提供として、画像デザインについて「画像意匠（画像そのもの）」と「物品に画像を含む意匠（改正前からの保護形態）」との間の類否判断の考え方、空間デザインについて出願形態（建築物／内装）の効果的な使い分け（適切な選択）を重点的に解説した。

(2) 第2小委員会

【調査・研究テーマ】

「関連意匠制度の保護拡充、その他についての研究」

【活動内容】

改正意匠法における関連意匠制度の拡充（関連意匠の出願可能期間の延長および関連意匠にのみ類似する意匠の登録が認められる）については国内意匠実務者の関心が高いことから、実務上の留意点を明確にし、守り・攻めの立場からの調査研究を行うこととした。

関連意匠出願可能期間の延長に伴い、公知となった「自己の意匠」について新規性等の適用除外が新10条2項及び8項で定められたが、ユーザーとして“自己の意匠と認められるべきと考える範囲”について活発な議論を行った。この議論を踏まえ、第16回意匠審査基準WGやその事前意見交換においては意見を積極的に発信した。

また、臨時研修「意匠審査基準改訂の解説」で配布予定のテキストでは、特に、ユーザーが

留意すべき点を知りたい、というニーズに応え、例えば消滅した基礎意匠や関連意匠に類似する自己の公知意匠が適用除外されないこと等、ユーザーが注意を払わなければならない内容を重点的に解説した。

3. 2 特許庁政策対応

(1) 意見交換

- ・第15～19回意匠審査基準WGに併せての特許庁意匠審査基準室と意見交換
- ・SCT会合事前意見交換
- ・ハーグ作業部会議題についての意見交換
- ・意匠分類改正についての意見交換

(2) 意見書提出

- ・タイ王国意匠法改正（案）に関する意見書
- ・ハーグ作業部会 Position Paper
- ・「意匠審査基準」改訂案に対する意見書
- ・「特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令案」に対する意見書
- ・「意匠法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見書
- ・「知財推進計画2020」に対する意見書（意匠関連部分対応）

3. 3 その他意見交換

(1) 日本弁理士会意匠委員会（1回）

- ・2019年5月19日公布の改正意匠法の条文読み合わせを行い、意見交換を行った。6月
- ・定例としている年度末の意見交換については、中止した。3月

(2) JAFBIC意見交換 5月

- ・広く改正意匠法に関して情報収集、情報発信を行うため、JAFBICと意見交換を行った。異なる業界団体間における意匠の課題についても意見交換した。

3. 4 外部への委員派遣

(1) 国内関連

- ・第15～19回産業構造審議会意匠制度小委員会意匠審査基準ワーキンググループ
- ・平成31年度審判官実務者研究
- ・平成31年度審査応用能力研修
- ・平成31年度審査官コース後期研修（意匠）

- ・特許庁受託調査研究のアドバイザー委員派遣
- (2) 海外関連
 - ・WIPOハーグ作業部会 10月
公開時期を6カ月から12カ月へ変更することについてWIPOハーグ作業部会にて意見した。
 - ・第5回ID5（舞浜）12月
ブランド保護の観点より，関連意匠の拡充について他国の官庁およびユーザーに紹介し，同様の検討を要望した。
- 3. 5 その他JIPA活動への参画
 - ・JIPA知財シンポジウム（実行委員会委員／ポスター説明員） 中止
 - ・アジア戦略プロジェクト
アジア戦略プロジェクトと連携して，海外意匠制度に関するパブコメ等に対応した。
 - ・意匠制度の見直しの方向性について，JIPA関連委員会との情報共有，意見収集を行った。

20. 商標委員会

1. 委員会の構成

本年度の委員会活動は委員長1名，委員長代理2名，副委員長11名，委員39名の計53名（2020年3月現在）で構成。活動にあたっては，5つのWGを設け，正副委員長会議12回，全体委員会9回，WG活動各11乃至12回を開催。

本年度より，これまでの国内・ブランド・海外の3つの分野ごと所掌による小委員会制を改め，調査研究テーマ毎のWG制を採用した。これにより，小委員会の所掌にとらわれることなく，上記3分野の活動に対し，委員会全体で横断的かつ柔軟な対応を図り，政策提言等の発信力を高めることにつなげた。

2. 委員会の運営

委員会開催日の午前中に正副委員長会議（合計14名構成）を開催し，理事会議事の共有，委員会運営についての協議・確認を行うと共に，各WGの活動状況の報告を受け，また，その他臨時案件について随時協議を実施。

WG活動は，WG毎に本年度の研究テーマ及び日本知的財産協会内外から参画，協力要請のあった事項について調査・研究活動および意見提出を実施。委員会開催日にあわせ全体委員会を開催し，各WGの活動成果の共有化を図るとともに，他団体・機関への意見具申等について情報共有または商標委員会としての意見内容の確認・承認を実施。

3. 研究テーマ活動および対外活動

3. 1 WG 1

①年間テーマ1：防護標章登録制度の活用

（概要）防護標章登録制度の概要，審査状況，訴訟における取扱い等を調査分析し，企業における同制度の活用について研究する。

（成果・進捗）最終稿確認中。2020年4月末に知財管理誌入稿予定。

3. 2 WG 2

①年間テーマ：中東・アフリカ地域における商標実務調査研究

（概要）商標実務経験が比較的浅いと思われる地域として，中東・アフリカ地域を抽出し，当該地域における商標実務の現状を企業目線で調査するとともに，生じている課題および対応措置等について研究する。

（成果・進捗）対象地域における商標実務状況に関し，外部関係機関やコンサルタント会社へのヒアリングを実施するとともに，調査会社を利用しての制度情報の収集を実施。知財管理誌への入稿は，2020年5月を予定。

3. 3 WG 3

①年間テーマ：海外における識別力判断の企業実務

（概要）国により判断が異なる識別力について，その使用可否や出願要否の判断は実務家にとって悩ましい課題であるため，各社が識別力の判断をどのように行っているか調査研究する。

（成果・進捗）2018年度に行ったアンケート結果をもとに，追加のヒアリングおよびアンケートを実施し，調査，出願，拒絶応答等の各ステージにおける企業実務の実態に関する研究を

進めた。知財管理誌への入稿は2020年6月を予定。

3. 4 WG4

①年間テーマ：企業における商標出願実務の分析

（概要）企業における商標の使用態様や費用の観点から、効率的・効果的・経済的な商標の出願戦略を構築するにあたっての必要情報の調査・分析を行った。

（成果・進捗）最終稿確認中。2020年5月末に知財管理誌入稿予定。

3. 5 WG5

①年間テーマ1：B to B企業と技術のブランド化

（概要）開発や営業部門に対して技術名称をブランド化するための手法を紹介する。

（成果・進捗）技術名称のブランド化に関する事例を検討し、該当企業にヒアリングを実施した。ヒアリング事項を踏まえたプレゼン資料を作成。2020年度の東西部会にて発表予定。

②年間テーマ2：ブランドに関する社内研修と意識向上のための手法（2年テーマ）

（概要）ブランドに関する社内の取組に対する意見具申の手法の検討。

（成果・進捗）まず、ブランド施策や事業を担当している他の部門とのコミュニケーションにおいて、どのような点で問題が生じるのか委員の間で意見交換し整理した。その内容に基づいて商標部門として意見具申をする際の方法やツールを検討し、各社のブランド施策への貢献方法を研究。現在各社の取組についてアンケートとヒアリングを進めている。

3. 6 委員会共通

①産業構造審議会

商標制度小委員会および商標審査基準WGに委員派遣。各会議に先立ち、特許庁との事前の意見交換会を実施（計7回）

②審判実務者検討会

特許庁に3名の委員を派遣し、事例を検討

③審査応用能力研修

審査官コース後期研修へ委員を派遣

④商品・サービス国際分類改正に関する意見収集等

ニース国際分類第11-2021版、IDリストプロジェクト日本提案、分類資料の統合について随時対応

⑤商標五庁会合（TM5）

・中間会合ユーザーセッション（2019/5/20, 21 於：ボストン）

各プロジェクトの進捗報告に係るユーザーセッション、および「悪意の商標出願」に係るジョイントワークショップに参加。後者において、JIPAからプレゼンテーションを実施。委員における被害事例を紹介するとともに、考えうる対応策を交えつつ、継続かつ効果的な取締りを求めた。

・本会合ユーザーセッション（12/11 於：舞浜）

今年度のテーマ「品質管理」に関する3テーマ（(1) ユーザー満足の把握、(2) 審査官とのコミュニケーション、(3) 審査加速・ファストトラック）に関するテーブルディスカッションに参加。(1)については国際的ユーザーとして各庁を比較する取り組みを期待する旨、(2)については日本におけるコミュニケーション手段の拡充を求める旨、(3)については出願人と審査官双方の利益に資するべく、当該制度の更なる利便性向上を期待する旨、それぞれ発信した。

⑥WIPOマドプロ作業部会（7/22～26 於：ジュネーブ）

2名を部会に派遣し、国際登録による国内登録又は広域登録の代替について、共通規則修正案をユーザー視点から支持する点、暫定拒絶通報の応答期間及び期間算出方法について、ユーザーにとって合理的な応答期間が、締約国間でハーモナイズされることを求める点、基礎出願・登録との従属期間を3年以内に短縮することが望ましい点、手続言語としての新言語の導入は、翻訳コスト及びユーザーの手続き時間の負担が懸念される等、更に慎重な検討が必要である点、について意見発信。12月理事会で報告

済。知財管理誌へ掲載予定。

⑦アジア戦略プロジェクト

- ・東アジアWG 委員派遣，中・韓・台の商標制度等の運用に対する改善要望の取纏め対応。
- ・東南アジア・インドWG インド訪問に際し，意見募集の取纏め対応。

⑧特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業（「マドリッド協定議定書に基づく国際登録の分割・併合等に関する調査研究」）に委員派遣（3回）

⑨プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会商標権関係WG（テレコムサービス協議会）に委員派遣（3回）

⑩日本弁理士会商標委員会との意見交換会（8/9）

⑪定例研修会 関東Aコース「商標制度」，関東B3コース「商標基礎実務」講師派遣

⑫商標トピックスの改善・掲載（JIPAホームページに8月から毎月掲載）

⑬その他パブコメ対応

- ・ブラジル知財庁（INPI）：マルチクラス出願制度導入に関する意見書提出（6/13）
- ・米国特許商標庁（USPTO）：AIが商標法制度に及ぼす影響に関する意見書提出（1/10）

21. フェアトレード委員会

1. 委員会構成

本年度のフェアトレード委員会は，委員長1名，副委員長4名，委員12名の計17名の構成で活動した。委員会内に二つの小委員会を設置し，第一小委員会(11名)は，不正競争防止法に関する調査研究，第二小委員会（6名）は知的財産権の権利行使と独禁法に関する調査研究を行った。各小委員会の具体的なテーマは下記の通りである。

第1小委員会

第1WG 営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

第2WG データ利活用・保護法制に関する調査・研究

第2小委員会

知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査研究

2. 委員会の運営

定例会議は毎月1回の計10回開催し（2月・3月度は中止），毎回の会議では前半は全体会議として，理事会報告及び各小委員会活動進捗報告を行い，後半は小委員会活動を行った。各小委員会においては研究テーマの進捗に応じて適宜臨時小委員会を開催した。

3. 活動概要

(1) 不正競争防止法に関する調査研究

①営業秘密の管理体制・漏洩防止に関する調査・研究

営業秘密漏洩や流出を未然に防止するための管理体制について，判例や事例研究，専門家との意見交換などを通じて検討を行った。具体的には①不競法2条1項7号「示された」情報の要件についてこれに関する3判例を研究し，秘密情報を確実に保護する為に，社内ルール上の措置や実務上の対応を抽出，②IT技術を活用した情報漏洩対策について，これに造詣の深い企業との意見交換会を実施し，従業員が故意に情報漏洩を行うことを抑止・牽制することに関する考え方について検討を行った。①及び②にて得られた知見は，来年度にかけて取り組む，「秘密情報マネジメントハンドブック」の改定（前回改定は2013年）に反映予定である。

②データ利活用・保護法制に関する調査・研究

前年度は，平成30年に成立した改正不競法の限定提供データに関する保護法制について，経産省の「限定提供データに関する指針」等を検討のうえ，その内容を取りまとめる活動を行い，成果は「今更聞けないシリーズ」として知財管理誌2020年1月号に掲載された。

今年度は，引き続き限定提供データの保護法制を踏まえたデータ利活用について検討を行い，データプラットフォーム事業を行っている企業との意見交換（3社）や日弁連との意見交換を実施した。そして意見交換等の結果を踏まえ，限定提供データにおける企業実務の留意点

や、限定提供データによる保護を可能とするデータ提供契約案を検討した。検討の成果については今後取りまとめ、知財管理誌にて報告の予定である。

(2) 知的財産の権利行使への抗弁・反訴としての独禁法上の主張に関する調査研究

特許権者による権利行使に対して、独禁法上の主張で対抗する有用性について、近時多い標準必須特許権者による権利行使に対して独禁法上の主張で対抗する事案を中心に調査・研究した。一昨年～昨年にかけての海外の関連判例や政府機関の動きを調査し、どこまでの論点が言

及され、どの論点が未解決なのか等について整理した。日本の独禁法については、日本での特許訴訟で独禁法を用いた抗弁に造詣の深い専門家と意見交換した他、公取委が昨年6月14日に出した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」についても企業実務に与える検討を行った。検討の結果については知財管理誌にて報告の予定である。

(3) その他

JIPA研修会講師派遣：Aコース（不正競争防止法・独禁法）及びC10コース